

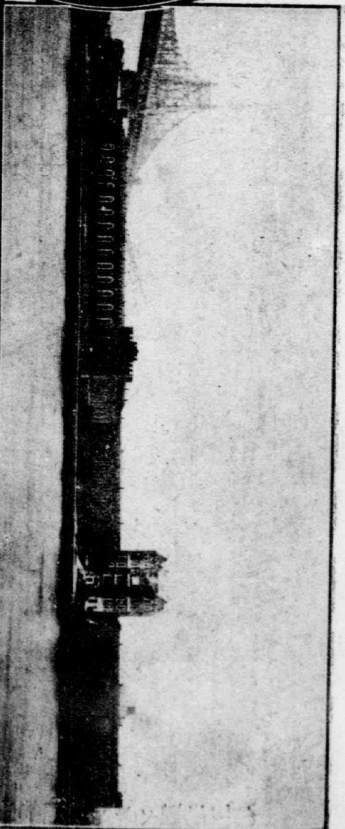
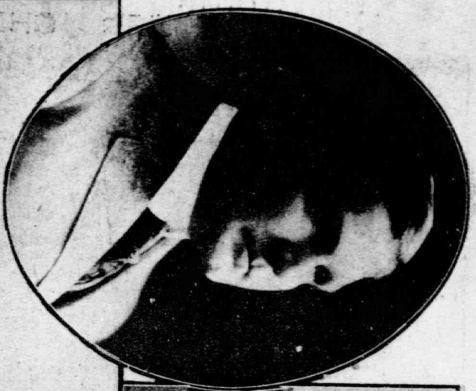
刑 政

刑務協會發行

第八號 第六卷

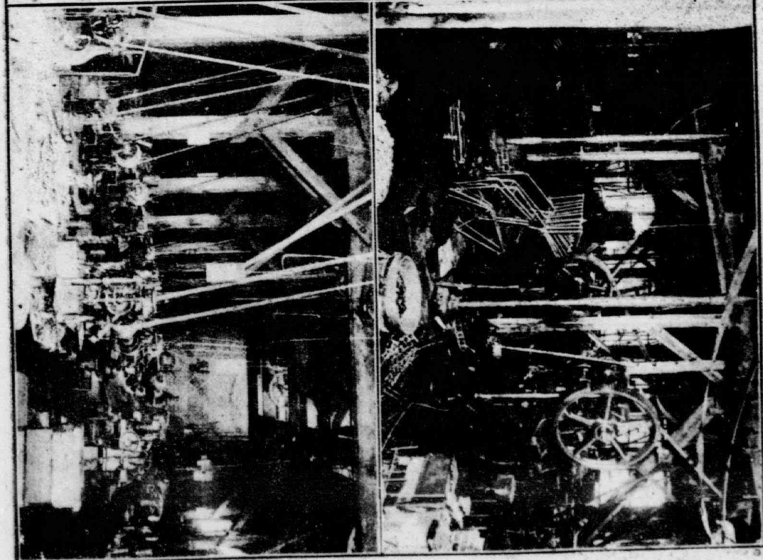
刑 政 前 號 目 次

行刑の公正.....	正木亮
獨居拘禁の寛嚴論.....	正木亮
少年の監護教養と獨逸の少年福利法.....	大原昇
陪審と誤判.....	判 事 垂水克巳
監獄學の研究.....	佐々木英夫
保健技師として.....	山口甚一
圖書運用の方法に就いて.....	尾原靜乘
受刑者の朝食時に就て.....	井上謙敬
作業訓練の副産物.....	
受刑者に印せし雜誌『人』の反響.....	
海外時報(ルイジアナ)の高級刑務所、新しい典獄、ラーベルランの刑務改良).....	
行刑統計.....	
叙任——勅令——訓令通牒——彙報——會報.....	

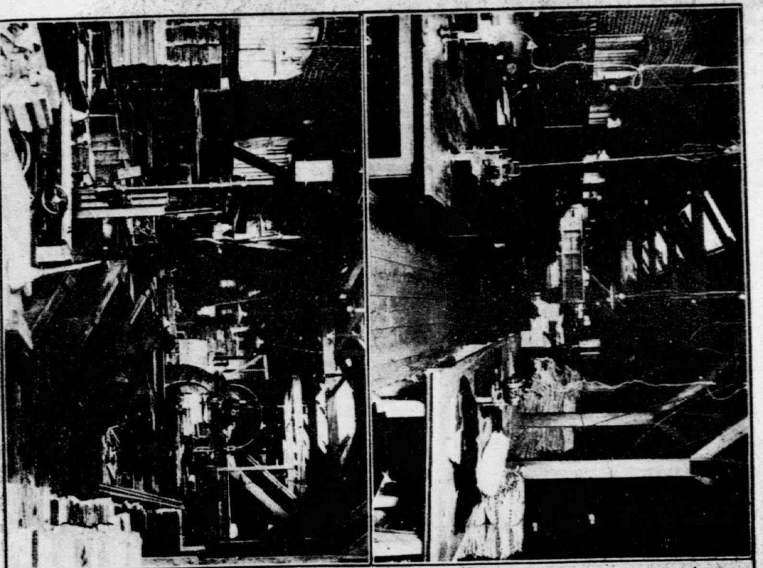


【左上】フレンチツク・エイ・ワリス氏
 経青市の行刑局長にして昨年十二月移長局長より榮華寺民主黨に屬し熱心なる宗教信者にして獨學高し。
 【右上】【左下】
 経青市立のカリアン・ハンクスに充てられたるカレンツアリである。上は身設備で下は安設備にして俱にアラックワエル島に在り。何れも最近の建築にかゝり機設備等完備す

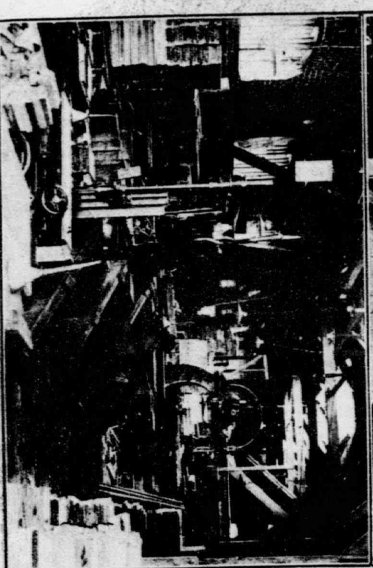
集鳴刑務所自轉車製造工場



集鳴刑務所洋服裁断工場



集鳴刑務所バライカン製造工場

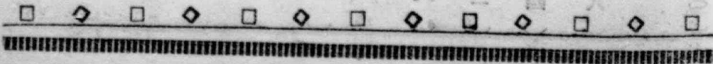


現代と刑政

現代とは複雑なる一大社會である。社會組織を擁護せんとする者、之を説ぶ者、人倫を尙ぶ者、之を破壊する者、理論を謳歌する者、直接行動を讚美する者、之等が相集るところ則ち現代である。而して其の何れか是にして何れか非なるやは吾人の判断に苦しむところである。

如斯複雑なる現代に於て吾々の対象とする犯罪も亦複雑となること當然である、而してその結果吾々の刑政の目的を達する手續は千態萬様となり吾々の善惡に對する判断力は極めて繊細に働かねばならなくなつた。

されど如斯き複雑なる現代に於ても尙刑政の方針は簡單である。乃ち現代社會人の最も多くの者が據つて善となすところに従ひ、之等の入より正當なりと認めらるる刑罰執行を爲すこと則ち刑政の基本方針でなければならぬ。



刑 政 第參拾六卷第八號目次

口 繪

現代と刑政……………卷 頭 言

怠惰の科學的考察……………豊多摩刑務所長 寺崎 勝治 (四)

行刑學の研究……………文 學 士 佐々木英夫 (八)

行刑に於ける改過遷善主義を排す……………教 誨 師 西 剖 利 惠 (二)

受刑者と胃酸に就いて……………保 健 助 手 新 海 鐵 義 (一四)

徵罰法改良の反響を聞きて……………教 誨 師 藤 木 法 林 (一八)

少年法の根本問題……………司 法 省 參 事 官 大 原 昇 (三)

北海道樺太に於ける刑務所教誨の創始……………教 誨 師 小笠原覺雄 (三)

勤勞の跡……………野 尻 生 (元)

常識の泉……………(三)

地震と噴火の話……………東京帝國大學 教授 理 博 士 學 大 森 房 吉 (五〇)

行刑統計……………(四〇)

叙任——勅令訓令通牒……………(五九)

彙 報

□ 輔成會主催第十一回釋放者保護事業講習會

□ 多摩少年院新築

□ 本願寺主催少年保護事業講習會

□ 少年保護協會例會

□ 家族保護問題の研究

會 報

□ 茶話會

□ 高級刑務官練習所修業式

□ 北島理事の逝去

□ 寄贈書目

□ 圖書紹介



怠惰の科學的考察

□犯罪原因としての怠惰□
□拘禁者處遇としての怠惰□

寺崎 勝治

(一) 緒言

吾人の活動慾は人類の本性にして常に内部から其の要求を受ける。過度の勤勞の後には「二三日寝て見たい」とか、「らく／＼休んで見たい」と云ふ嘆聲を洩らすけれども、仕事がないので困まることがある。人體には絶えず化學的變化、物理的變化が行はれて居る。即ち肺に於ては瓦斯の新陳代謝が行はれ、心臓の運動は血液循環が營まれる。温度、光線等に依つて生理作用が行はれるからそれで内部からして活動の要求に驅られる。故に若し一朝運動を停止した場合には其の鬱する所を發散しなければ勢ひ身體機關の何處にか故障を起して來る筈である。乃ち適當の活動は人類の生活に極めて必要であつて適當の勞働の後には云ふべからざる快感を覺ゆるのである。然るに仕事に興味がなかつたり、倦怠の念が起つて活動を厭ふことがある。而してそれが精神的作業に對して起ることもあれば肉體的作業に對して起ることもある。又特別な作業に對して生ずることもあり、一般的作業に對して生ずることもある。此の状態を名づけて怠惰と云ふ。怠惰と云ふ状態が顯はれるには種々の原因がある。即ち病的原因もあり、習慣的原因もある、先天的原因もあり、後天的原因もある。

(二) 怠惰の原因

(一) 疾病に原因する怠惰

(イ)、先天的原因、先天的原因として精神の遲鈍である。精神活動が健全にあらずして注意が放漫で、さうして不統一であつて興味もなければ快感もない。無頓着にして賞罰を加へられても強制されても精力を集中することは出来ないのである。

先天的神經衰弱、先天的神經衰弱症と云ふのは、身體精神が虚弱で、人間の生活に對する抵抗力が弱い、平生生活機能の興奮性が過敏にして疲勞も早い、従つて仕事をするを欲しないものがあると同時に仕事の出來ないものもある。

先天的酒精中毒、遺傳的に酒精中毒があつて仕事に着手するに手間取れる、それから仕事に取り掛つても疲勞し易いし、又一且仕事を中断すれば再び仕事を繼續することが困難である。

先天的肺臟、心臓の疾患、重要な機關に障礙があるものは多大の勞力を要する仕事が可能である、少くとも繼續して行くことが困難である。

(ロ) 後天的疾病原因 後天的疾病原因は生後に病氣に罹つてさうして其の病氣が可治のものと不治のものとなる、可治のものは一時的であるが、不治のものは繼續的である。後天的神經遲鈍、神經衰弱、酒精中毒、肺臟心臓の疾患は上記先天的疾患と同一である。

(二) 一時性偶發的怠惰

(イ) 困難な仕事。精神的困難な仕事もあり身體的困難な仕事もある。如此仕事に對して嫌厭の念を起すものである。
 (ロ) 興味のない仕事。仕事に對する興味——興味のある仕事は熱心に精力を集中してやるが之れに反する仕事は怠り勝ちになる。

(ハ) 誤謬の思想、例へば勤勞は愚者又は劣等者の仕事にして勞働しないで生活するのが巧妙なる世渡と考へるが如き誤れる思想である。而してそれが禍を爲して仕事を怠るのである。

(ニ) 特別なる感情。心の進まざる仕事は嫌厭の念が起るもので強制するものに反抗することさへある。此の場合には仕事を變更するより外途がない。

(ホ) 氣の乗らないとき。病氣もないが何となく氣の乗らないことがある。而かもそれが二日も三日も繼續することがある。けれども之れを怠惰と云ふことが不適當であらうと思ふ。殊に天才の仕事例へば藝術などには此の現象が多くあるやうである。

(三) 怠惰の治療

一生來の疾病、生後の疾病に原因して仕事を嫌厭するものは疾病を治療してさうして健全なる心身にしなければ怠惰原因を除去することは出来ない。併しながら可治の疾患と不可治の疾病とあるからして治療し得べきものは速に治療してやらなければならぬ。治療し得ざるものは他の方法に依らなければならぬ。そこで先づ病氣であるかないかを調査診斷して若し病氣だとすれば治療し得るや否やを極めなければならぬ。治療し得ざるものであつても努力を要しない仕事であれば差支ないから、周到なる調査をして適當の仕事と與へねばならぬ。

(四) 怠惰の教養

第一、特別の仕事に嫌厭の傾向あるものと一般の仕事に嫌厭の傾向あるものとを區別して考察しなければならぬ。興味のない仕事なるが故に嫌厭して怠り勝ちになるのは素より怠惰と云ふことは出来ない。之れに對して強制するは適切なる處遇にあらずして却つて反抗的態度に出づる憂がある。

第二、特別なる感情のために仕事を怠るものがある。即ち神經質のものには斯様なものが多くあるからして其の區別を誤らないやうにして貰ひたい。

第三、困難な仕事なるが故に怠るものに對しては其の仕事容易ならしむことを教へなければならぬ。

第四、思想の誤りからして勤勞は愚である、仕事をしなくても良いと云ふやうな考を有するものがある。如此ものに對しては周囲の状況を變更し勤勞に伴ふ快感、仕事の興味、怠惰者の末路を自覺させねばならぬ。

第五、氣の乗らないための怠惰。氣の乗らないために仕事に厭だと思ふときは嚴格な意味の怠惰ではない。吾々の日常生活に於て如此場合は幾度もある。之れを怠惰として責むるのは其の當を得ないのである。

(五) 歸結

吾人は「スマイルス」の言を以て此の論稿を了りたいと思ふ。法律如何に峻嚴なりとも惰者を勤勞者に、放逸者を節儉者に飲酒者を禁酒者に變ずること能はざるなり、かゝる改善は唯個人の行動節儉、克己等に依りて成就せらるゝもの即ち權力を大にすることに依らずして習慣を善化することに依りてのみ成さるゝなり。

又曰く國民の進歩は個人の勤勉、精力、正直の總額なり、而して國民の退歩は個人の怠慢、我欲、惡徳の總額なり；最高なる愛國、最高なる慈善は法律を改め制度を更ふことに存せずして人を勵まし人を助けて、各自の自由獨立なる行動に依りて自分を改善し向上せしむることに存するなりと。

精神勤勞も肉體勤勞も結局世利人益のためである。勤勞に依つて得たる成果は世を利し人を益するものである。即ち社會奉仕である。魚屋が魚介を賣るのも、大工が家屋を建てるのも、呉服屋が反物を賣るのも、人類の需用を充たすためである。有無相通に外ならない。民衆の要求を充たすのである、社會に貢獻する所以である。

刑務の職に在るものは犯罪原因の一として怠惰を研究しなければならぬ。同時に拘禁者の怠惰を對象として調査せねばならぬ。而して其の觀察點を誤らないやうに、また其の調査を誤らないやうにする責任があると信ずる。

研究

行刑學の研究(六)

イングランド及びウエールズの刑務所狀態

文學士 佐々木英夫

(九)

【刑務官の管區に居ないこと】 二三の刑務官は刑務

所から離れた國家に屬しない家に住んだ。刑務所所在地に住まないことは收容者を保護すること及び善良な秩序と清潔とを保存することの爲の要件である注意と符合しないのである。

(一〇)

【妻子】 債務者(特にロンドンの債務者)はその妻子を

行刑學の研究

伴れて刑務所に集まる。屢この手段で中形の室(Middle-size

室)に十人又は十二人居る。而して傳染病の危險を増加し又は小兒等の道徳を腐敗させた。此の點は疑もなく細心に取扱はるべき管である。男と女とは晝間は全然分けられてあるべきではない。然し收容者でない婦人は何の刑務所でも其の何人たるを問はず一晩たりとも留ることを許さるべきではない。其の良人が危險な病氣である時には、只債務者の妻丈は除外された。刑務所に於ける其の女の家族と同様に役に立つ勤勉な女郎も同じ室に男と而して妻と云ふ名

のもとに許された卑しい婦人の同数がをると云ふことはありさうもないことである。

(11)

【刑務所の私有財産】一三の刑務所は私有財産である。此等に於ては典獄は持主によつて保護された。而して他の刑務官のやうに長官の監督には屬してをらないから、誘惑が起る時は、其の收容者を濫用するやうなことが一層ありがちだ。此等の刑務所の一つは數年前は全く整頓しないで且つ物騒であつた。持主はそれを整頓しようと思はないのだから、其の收容者を監禁する所の刑務官はそれを見た所の凡ての人に實際恐怖すべきであつた所の方法を取つた。それより數年前此等の刑務所の他のものに於ける收容者は擧指を絞附して苦しめる往時の刑具で (thumb-screws) 苦しめられた。大陪審官 (Grand Jury) は注意を繼續した、而して持主に抗論した。然し無益であつた。余は其の眞の陪審官であつた所の余の立派な友人からの報告を、持つてをる。

余は此迄只一般の言語でなされた所の不平について、特

別な刑務所の報告の例を與へよう。余は其の報告に證據と事實とをまかせる。

(12)

【收容者の數】一七七六年の春余は數種の刑務所で注意深く收容者の總數を合算した。余の目録は次の如くであつた。

地方別	債務者	重罪犯人	微罪犯人	合計
一 ミッドルセック ス、即ちロンドン 及びウエスト ミンスター ウスターの三 刑務所を加へて	一二七四	二二八	一九四	一六九六
二、イングラ ンドの 他の三十九地方 に於て	七五二	六一九	四五九	一八二八
三、ウエールスの十 二の地方に於て	六七	二七	—	九四
四、市と町との刑務 所に於て	三四四	一一二	—	四五六
合計	二四三七	九九四	六五三	四〇八四

三桁の三行に於ける空欄であるウエールス地方刑務所に於ける微罪犯人は、上記の重罪犯人等二十七人の中に含まれてをる。それは其等の地方の最も多くの刑務所は亦地方微治監 (the country bridwells) であつたからである。

三桁、四行に空欄である微罪者は三十九の地方刑務所に於ける微罪者數四百五十九中に含まれてをる。而して第二桁四行の百二十二中にも含まれてをる。

債務者以外に地方刑務所に居た所の凡ては例令多くは微罪又は罰金刑であつたにしても、余は重罪犯等の目録中に數へた。

第三桁に於て微罪の下には偶然懲治監で監禁された僅の重罪犯人が含まれてをる。

余は數種の刑務所で注意深く検査するので平均二つの厄介者 (妻と子供) が刑務所に於て各人に割當てられてもよいと云ふことを發見した。余の計算は一七七六年十月九日に左の如く草葺の家 (the thatched house) に向つて慈善協會から吾々が得た所の報告によつて確定された。

一七七二年の慈善會の恩恵を受けた人々は左の通りであ

る。

放釋された債務者 三九八〇
 其の妻 二一九三
 及其の子供 六二八八
 合計 一二四六一

而してブリッスル協會 (Bristol society) の報告によれば一七七五年五月三十一日發行にかゝる其の名簿には

放釋された人々 七三
 其の妻 四五
 其の子供 一一〇
 合計 二三八

の通見えてをる。

此等の合計の各は余の法則による増加の相對的結果よりも非常に大多數である。最初のものは五百二十一超過し後ものは十九超過してゐる。實際普通債務者中に餘分がある。然し重罪犯中の不足は余が述べた所のものの厄介者の平均を減少する。

若し然る時はイングラントとウエールスに於ける總數が下の如くであれば 四〇八四

諸君は厄介者の數に就ては其の數の二
倍を加へなさい。 八一六八

そうすれば不幸な人の數は下の如くに
なる 一二二五二

註 余が厄介者といふ中には兩親を含んでゐない。余は彼等の多くが刑務所で悲しくも注意してゐるのを見た、而して深く其の子供の監禁から依る所の不幸に於て責任を感じてゐたのを見た。

彼等の數は推測されたよりも非常に誇張されたと云ふことが前記收容者の數に表はれてゐる、然かし慥に不幸に相件う所の實際の數は立法府の遙なる注意に十分値ある對象である。

一七七九年イングランド及びウエールス地方に於ける收容者の數を一目に見ることは、余が讀者に若干萬足を與へるであらう。此の目的の爲めにする表は本書の卷末に記入してある。

行刑に於ける改過遷善主義を排す

西部 利惠

時の歩みは早い。思想の流れ亦速い。

神が人を救つた時代、神の袖に縋らうとした思想は既に過去の夢となつた。そして今は人が人を救ひ、救はねばならぬ時代となつてゐる。救はれるも人、救ふも亦人であらねばならぬ。近來親鸞の教に憧憬する傾向の殊に著しいのは、蓋し此思潮を證明するものであらう。

然して此思潮の特色は、救ふ人先づ救はれた人であつて決して人を救ふ所謂救ひ主ではない。唯自己の救はれた経路を指示して救はれる人自からの反省に俟つだけである。だから此傾向は自己自からの救ひであつて、他から救はれるとか、改過せらるるか、又は遷善せしめられる等と言ふことを、絶対に否定してゐる。かくて新時代の欲求は自己

自からの世界を實現するのは自己であると歸納せられるのである。

監獄を刑務所と改稱するに至つた真意も、此新思潮に準ずるものと考へられる。何故ならば最早監獄は刑を務めさす所と言ふ他律的觀念から離れて刑の務め所と言ふ自律的意味を持つに至つたからである。

此點に於いて行刑の主義も従來の如く改過遷善では時代に順應し難くなつた。



從來行刑に従事する人々、官吏と言はず教誨師と言はず往々受刑者から聞かされる言葉があつた。

我々を改過遷善する官吏としては甚だ不親切ではないか？

刑務官吏はもつと上手に我々を改過遷善するはずだ

そんな仕方では我々を改善させると思つてるのか？

等擧げ来れば限りが無いが、其受刑者の口を衝いて現れる總てを綜合して考へてみると彼等受刑者は其根柢に於いて刑務所は必ず我々を改善せねばならぬ義務があり、刑務官は其責任を負はねばならぬのや。と解してゐるのであつ

新刑に於ける改過遷善主義を排す

て其間彼等自からは、何等の責任を持つ可きでないと思へてゐるのである。恰かも犯罪の原因を直ちに社會に求めて自己を忘れてゐるのと同一である。

然し改過遷善する任にある教誨師や、其れを目的とした刑務官吏は、自から其責任の重大なるを自覺してゐるから多くの場合に此彼等の言葉に惱まされるのであつた。恐らく今日行刑に關與する人々は寸時三離も改善の實を擧げるのを忘れて職を執ることはあるまい。だから、それだけ改善不能の嘆を深くする。そして行刑最初の理想として描いた此改過遷善の主義は、即ち克く欲して然も能はざる一種の脾肉を現じつゝある。

親切に公平に然も嚴格に！との短い言葉は殆んど全國刑務官吏の標語とすらなりつゝある。然るに悲しい哉今や其標語が刑務官吏を苦しめる爲めの手段として、受刑者から逆用されるに至つたのである。

茲に於いて吾々は再び改過遷善主義の内容に就いて省みざるを得なくなつた。

行刑に於ける改過遷善主義を排す

我々が行刑の大旗として押し立てる改過遷善なる主義は果して人間を救ふの可能性ありや？

既に時代は遷つてゐる。そして人は自から起たねばならぬ時となつた。徒らに首を伸ばして改過遷善さるる日を待ち、又待たしむるの如きは策の執る可きではない。又自由に延び得る可き人間、従令それが受刑者であつたからとて、其意志を枉げて尙導びき得られると信ずるのは餘りに時代後れの考なのだ。

然し乍ら假りに其可能性ありとして考へやう、其時我々自身の心を調べてゆく。其處には如何に我子の如くと考へても、如何に公平にと望んでも、其處には何時か事件と離れて憎悪も起るし、愛情も萌す、そして刑務官自身の理想が裏切られ悲しくも蹂躪されてゆくを見逃せない。於此處で我々は最早我々の素質に人を改善する要素の無いのを痛感せざるを得ない。そして唯我々の彼等に爲し得るものは、自から救はれた道を指示するの一事が残されることとなる。

而して改過遷善主義は、此等の考に依つても正しく其生命を失つたのであつて、我々は更らに新らしき主義の下に歩みを進めねばならぬ。然して茲に生れ出づる新らしき主義は、反省せしむる！反省の機会を與へる！と言ふことに決定せねばならぬと考へる。何故ならば我々は最早彼等を導びく徳性を失つた。そして彼等も吾々も異りのない同じ人間となつた。然し彼は罪を犯した人である以上、彼自ら再び罪に陥らぬ様勉めねばならぬ。其決心を與へるものが即ち反省である。然も此反省を促がす手段は、各人に順つて自から異り、其方法も寛嚴共に適用し得られるのである。

我々が此様に其行刑の歩調を描へた時、若し受刑者が不平を稱へたなら、それは反つて直ちに反省を促す手段として役立つ。そして刑務所は彼等に取つては、改善せしめられる所ではなく、自覺し覺醒する場所となる。即ち彼等自らの奮起に俟つて、眞正の改善を實現しやうとするのである。

る。此意味に於いてこそ刑務所、即ち刑の務め所と言ふ新しい名稱が初めて其自律的意義を爲すに至るのである。前來改過遷善主義を排する所以を説いて來たが、要するに是れ主義を排するに在つて其實を排するに非ざるは論を俟たぬ。即ち主義は目的遂行の手段であつて、時と場合に從つて變更されねばならぬからである。然かも政治の目的が國民の幸福増進に他なきも、是が爲めに提唱さるゝ主義は、時に帝國主義となり、又デモクラシーと變らざるを得ない如きである。今吾人が改過遷善主義を排する所以も、亦此處に存するのであつて、寔に時代の思潮に順應して以つて行刑の目的を貫徹せんとするに他ないのである。

受刑者と胃酸に就いて

保健技手

新海

鐵義

(一)

吾人の屢々逢遇するのは受刑者の胃腸症候で、特に目今の如く夏期に向はんとする時は多い様であります。

受刑者と胃酸に就いて

私は拜命後日も淺く、研究例も甚だ乏しいので、報告をするのも如何と考へましたが、私に取て甚だ興味があります。餘白を汚して皆様方の御叱笑を乞はうと思ふので有ります。其れは私等が「胃部膨滿感重感穿刺様疼痛 擧は呑酸嘔囉」等の自覺的症候を聞いて、他覺的に胃大灣下垂とか振水音が少し有る位で、他に何等の症候もなく、烏兎兎々の間に胃加答兒胃擴張又は胃酸過多症であらうと誤診して、輕卒にアルカリ劑則ち重炭酸ナトリウム等の所謂健胃劑を投與する事が有ります。

而も其結果は「大變宜しくなりましたが今少しの所がはつきりしませぬから前の藥をもう少し下さいなど」と豫期した通りの答を受刑者から得るのが常であります。

然るに如斯事を反覆より寸暇を割いて胃酸検査をして見ると、胃酸過多どころか胃酸缺乏症甚しきは無酸状態の有つて、己が無謀な投藥に今更一驚を呈する事が多くはないでせうか。又第二に受刑者は一般患者と異なり「胃の悪い位は刑務所では當然ですもの」と診察にもかゝらずに居る者が有ります。如斯受刑者が若しも胃酸缺乏に因する

受刑者と胃酸に就いて

すから、刑務所としては如何と思ひ未だ検査致しません。
次に胃液検査は致しませんが、大同小異の症候ある
受刑者二十五例に前處方を投薬しまして、結果は皆善良で
ありました。

(三)

一、受刑者の自覺的症候や既往症(例へば太田胃酸さへ
飲めば治りました)や又吾人の投薬に依て、(治りま
した)などの陳述を信用して、アルカリ剤の投薬を
するの餘程考へものではないでしょうか。

二、受刑者の胃酸缺乏症は其れは精神上の大變化苦悶等に
原因するのは勿論でせうが、刑務所に於ては比較的肉類
に乏しき食物を採取させますから、若しや此れに起因せ
はしないでしょうか。

此の項に就ては私は目下研究中でありますから、何れ發表す
る時期があらうと思ひます。

三、胃酸の缺乏と云ふ事は身體抵抗力を減じ「チブス」赤
痢「コレラ」等の感染上由々敷一大事でありますから、
目今の如く夏期に向はんとする時には「稀鹽酸リモナー

デ水」を丁度肝油を菜汁の中に入れた様にして一般に與
へると云ふ事は如何でしょうか(勿論胃酸過多症の受刑
者は特別にして)

懲罰法改良の反響

を聞きて

教誨師 藤木 法林

刑政第三十六卷第三號に懲罰法の改良に就いて私見を述
べたに對し、村田氏の如く寸毫も假借することなく懲罰を
科し法の威嚴を示し彼等の腦裡に深甚なる刺激を與へ、又
は、懲罰に伴ふ身心の苦痛は前以て熟知せるに不拘敢て犯
則行爲をなす彼等の心情に對しては何等同情すべき一點の
餘地なきところの甚だしき怪奇の言を公言せらる。誠に
刑罰執行の精神に全然矛盾したる、言語道斷の御意見かと
信ずる。寸毫にても假借するところ在于てこそ、其處に教
養の眞味もあれ、犯則ありとて寸毫の假借もせず懲罰を科

する。ふ事は、全く温みなき糞子扱ひである。正木氏も刑
罰執行官は犯罪者の將來の善化を以て目的とすれば足れ
り、敢て刑罰の威力を示すことは、執行の本質と相容れざ
るものである、と論ぜられてゐる通り、刑罰執行官が強ち
法の威嚴を示さなくとも、刑罰執行官が既に大なる法の威嚴

である。即ち自由刑其者が大なる法の威嚴である、夫れ以
上の仕事は唯教養善導の一事あるのみである。夫れでこそ
教養の必要もある譯である。

又戸田氏の懲罰者當人に反省を與へるた一面、戒めのため
との御意見も、甚だ諒解に苦しむところ在于て、懲罰
を科して反省が求められるものではなく、人の心理殊に囚
人の心理は決して左様のものではない。一時反省の態度に
出でなければ、又累ねて處罰せらるゝの恐れがあるので、
一寸反省の態度に出づるけれども、事實は多く嘘である。

而して犯則を爲すものゝ多くは、殆んど同一の人間が、幾
度もなく反省犯則を繰り返すもので、其繰り返す毎に益々
意地悪き悪人と爲し終ふせて仕舞ふものである。又一面
他戒の爲め之言はるゝけれども、之れ亦大なる誤解で在つ

て、同一境遇に在る他の同類者から見れば、他戒どころか
却て處罰者に同情を表し、本人以外他まで意地悪く導くて
ふ事になるものである。彼の減食懲罰者に他から食物を分
與する如き其一例である。

抑刑務所は、其精神から言へば、自制自治勉勵の三つを
養成する場所である。正しく犯則の如き、自制自治勉勵の
缺乏より發するもので、之れを養成するには、即刻賠償的
懲罰を科しては、決して目的は達せられない事と思ふ。予が
懲罰を滿期當日まで保留すると言ふ意味は、全く此點に
存する譯であつて、則ち自制自治勉勵に誘導する大なる目
的の爲めである。一日以上三日以内の留置は、其目的を達
せん爲めの所謂善巧方便で在つて、兇惡不良因か又は之れ
に近きものゝ外、此滿期後の留置に當て籤まるものは殆ん
ど在るまいと想像して居るのである。若し此法刑を承知し
つゝ、敢て犯則を爲したるものありとして、而も其反省が
假裝にしても、謹慎の態度を持續さへすれば、目的の半分
は達せられたもので在つて、即ち自制自治勉勵の養成が、多少
成された事に相違ないのであるから、必らずしも留置法
を採る必要はない譯である。其處は刑務所長の考へ一つに
依て取捨如何様にもなることである。

懲罰法改良の反響を聞きて



資 料

少年法の二問題

大 原 昇

過去十年の間に、獨逸に於いて、少年に對し裁判上の刑罰を科することが、餘りに多きに失したと言ふ非難は、今日同國に於ける總ての専門家の一致せる意見である。然し如何にして斯様な弊害を矯正するかの方法に至ては、甚しく諸家の意見が分れて居る。一部の論者は、少年刑法なるものを全然廢止して少年に對しては刑罰を科すべからずと主張する。又他の論者は、少年に對しては、特定の條件の下に於て刑罰を加ふべからずと主張する。

一體今日尙、少年に對して刑罰を加へる必要があるのであらふか。又若し少年に對する刑法が存在せる場合には、如何なる條件の下に於てならば、少年に刑罰を加ふることを阻却し得るであらふか。此の二つが、今日に於ては、最も興味ある問題である。

伯林の少年裁判官フランケ氏は、右の如く述べて此の問題に關する意見を次の如く開陳して居る。

一、少年に刑罰を加ふる必要があるか

少年に對てしは刑罰を廢すべしといふ意見は、是迄主としてクルムケルに依て主張された所である。今日之を盛んに主張して居るのは、コンスタンチンノツペルであるがノツペルは其著「少年時代」(Jugendzeit, Erziehung, B. 1921)の中に此の問題に關する詳細な説明を與へて居る。其の所説の要旨は、少年の爲めに、少年の本質に適合し、且之を大人と同一視せざる特有の法律が必要であると言ふのである。尙不良少年、遺棄少年に對する刑罰方法としては、教育を缺くことが出来ないと言ふのである。且刑罰の本質は、公益又は公安の維持と言ふことにあるのであつて、從て教育思想とは全然調和することの出来ぬものであり、又教育手段の中に別個の要素を注入するものだと主張して居るのである。

然し右の所説に對しては、次の如く言ふことが出来る。即ち近代に於ては、刑罰の執行と言ふものは、常に公益の保持と言ふことの他に、受刑者の教育改善と言ふことを眼中に置いて居る。同様に、純然たる教育手段なるものも、常に特定の被教育者の福利を念とするばかりで無く、同時に他の同胞特に同じ被教育者仲間の間にも其の効果の擧がることを顧慮するを要するのである。從て刑罰と言ひ教育と言ふも、畢竟單に程度の差に過ぎぬとも言てもよいのである。然し自分の所見を以てすれば刑罰と教育の目的とを調和すると言ふことは、今日のところでは到底未だ出来さうにも無い問題である。況や今日の刑罰思想は非常に複雑であり且之を分析することが甚困難なるに於てをやである。其れよりも、寧ろ此等の各手段に依て達成し得る實際上の効果如何といふことが問題である。此の問題については、ノツペルも注意を拂て居る。即ち刑罰を以て「實驗上少年の發育にとつて最も有害なる方法なり」と言ふ少年法草案の理由書の所説を巧みに援用して居る。尙又ケルン監獄の一教誨師が幼年監獄の状態に付いて輕卒な妄評を加へて居るところをも引用して居る。然し自分をして言はしむれば、ノツペルの様に少年に對する刑罰執行の結果に付いて、一概に不利益な判断を下すといふことは、甚しく根據の無いことと思ふのである。自分自身の経験からすれば、少年に對する刑罰執行の結果は常に本質的に良好であると判断することが出来る。然し之に依て、必しも概括的に少年に對する刑罰執行の結果を論定し

少年法の二問題

やうと言ふのは無い。恐らくは、柏林に於いては諸般の事情が特別に好都合であり、且プレツツエンゼー監獄の少年部に完備せる幼年監獄があるからではあらふ。ノツベルも此の監獄に付いては、よく其使命を果すに足るものだと認め居る。

感化院の現在の状態に付いては、ノツベルは別段の非難を加へて居ない。寧ろ彼は、之に依て、かなり墮落した少年をも、亦少年裁判所草案理由書に謂ふ「早熟で、特別に頑固な爲めに、刑法の峻厳を感得せしめる」必要のある少年をも救済し得るものだと思つて居る。とは言ふものゝ、ノツベルは此等の少年の爲めには、嚴重に隔圍せられた特別の建造物……それは矯正院とも味ふべき……を設けることを必要なりと居る。然し保護教育に餘りに多くの期待をつないで居るのは、必しも彼一人に初まつたことでは無い。ウイヘルンも千八百四十四年に「メットレイは監獄の中から比較的善良な少年のみを收容して、最も不良な分子は顧みない。自分の意見からすれば、救治場に監獄の少年の全部を收容することが出来ぬのならば、即ち少年の中から選擇して收容しなければならぬものならば、密ろ自分は監獄の手に負へぬ様な、一番不良な少年を選んで收容する」と言つて居る。

千九百年七月普魯西に於て、保護教育法の發布せられた當時、當局は此の法律こそ國民の核心に觸れたものだと言つて居たのである。然し其の結果は果して如何であつたか。國民の大部分は、今日でも尙保護教育に依ては、到底少年を改善する見込なしと信じて居る。而もウイヘルンが、やかましく熱心に力説したに拘らず、地方團體は、後見裁判所から屢々とも地方團體の手に負へない厄介な少年を送て來ると言ふ小言を述べて居る。地方團體自身は決して保護教育数といふことを樂觀的に觀て居らぬのである。而も亦事實それが尤もなのである。且此の事實を最も雄辯に語るものは、保護教育の結果に關する統計である。即ち千九百十二年の統計に依れば、保護教育に依て効果の有たものが六割九分、効果の疑はしきもの一割四分、効果の良かつたもの一割六分である。殊に普魯西に於ける約六萬の被保護者中四萬

二千人が漸く改善の上解放さるべき見込のあるに止り、他の一萬人に對しては効果未定、殘八千人に對しては、効果の疑はしいと言ふことは最も介意すべきことでなければならぬのである。若し監獄の少年受刑者の中に「自分は眞人間になりたいと思ふ。然し再び感化院に歸らされるなら泥棒をするやふになる」と言ふ者もあるのを聞けば誰しも初めは驚くに違ない。而して、そんなことを言ふ少年は、恐らく答にもかゝらない餘程特別の者だと想像するかも知れない。然し十人二十人の少年から同じ様に、保護教育に對する呪咀の聲を擧ぐならば、誰しも、それは保護教育がその手にあまる少年をも一律に取入れて手に懸けて居たことを知ることが出来る。

右の様に言へば、或は誤解を受けるかも知れぬが、元より自分は保護教育を以て全然無用の長物だと言ふのでは無い。それが有用必須の施設であることは之を信じて居る。そして又多數の感化院が優良の成績を擧げて居ることをも知つて居る。決して自分は保護教育を排斥しやふと考へて居るのでは無いが、唯保護教育が現在やつて居るところと、將來やるべきところとの間に判然其職能の限界を區別しやふと思ふのである。吾人は、保護教育の爲し能はざる成果を少年刑法がよく擧げ得ることを度外視してはならないのである。從て少年刑法を輕率に全然排斥すんとするが如きは、自ら大いに反省する必要があるのである。現在の問題は保護教育の適用範圍を無制限に擴張すると言ふことでは無い。其れよりも保護教育の任に當る者の選任訓練を改善して行て之に依て保護教育の効果を更に十分に擧げると言ふことである。其の實行が極めて理想通りに實現さるゝ時期に出て、初めて吾人は少年刑法の廢止を考慮に上ほすことが出来ると思ふのである。然し、それは極めて遠き將來のことであつて、當面の問題としては、かゝることに考慮を要すのは、嘗に無用の業であるのみならず、寧ろ有害のことであると言つてもよいのである。何となれば、之に因て反て少年刑法の必要なる改善が等閑に附せられる虞があるからである。

少年法の二問題

然し今茲に於いては少年刑法の如何なる點を改善すべきかの問題を一々討究しやふとするのでは無い。唯少年刑法を

存続せしむるものとすれば、其の場合に最も、考慮すべき重要な中心問題たる——即ち將來の少年刑法に於ては、如何なる條件の下に於てならば、少年に刑罰を加ふるを要せざるかの問題を先づ説明しやふと思ふのである。

二、刑罰の阻却

現行刑法に依れば、少年に對する刑罰阻却原因はたつた一つあるだけである。即ち刑法第五十六條に依て、「可罰性の認識に必要な辨別力の欠缺せる」場合のみに限られて居るのである。千九百九年の少年法草案に依れば、犯罪が主として教育不備の結果と認められるか、或は犯人を合法的生活に訓致せしめる爲めに、教育手段が必要と認められる場合には自由刑の代りに、或は自由刑と共に、國家の監守する教育を施すべきものとして居る。(草案六九條二項)千九百十二年の草案に依れば、刑法五六條の現定は之を留保しつゝ、一方刑罰より先に、教育又は感化處分を施すべきものと認められる場合には、刑事手續を中止すべきものとして居る(草案三條)若し少年が十六歳に達すれば、手續を中止するか否かの決定は、犯罪の責任、結果の輕微なるか否か、其他特別の事情の存するか否かに依るものとされて居る。(草案一三條)千九百二十年の草案に依れば、少年に刑を科せざる場合が三ある。即ち、成育不完全の場合(草案三條)二、教育處分にて十分なる場合(同四條二項)及三、意思及行爲の兩方面より見て過誤の輕き場合(同七條四項)である。此等の各草案に依て見れば、何れも少年に刑を科するか否かを、裁判所の手に全然委して仕舞ふと言ふところまでは進んで居ないのである。とは言ふものゝ、此の問題……即ち裁判所に科刑の自由を全然委して仕舞ふと言ふことは極めて便宜な手段ではあるが、同時に危険をも伴ふものである……が、論争の種とならなかつたことは、寧ろ仕合であつたと言へる。然し此の問題よりも困難ではあるが、同時に興味のある問題は、法規の強制的に定めて居るところに裁判官の自由裁量との間に、正しきバランスを見出すといふことである。即ち個々の具體の場合の特性を度外視すること無くして、法規の上に一定の準繩を與ふるこゝである。然り而して、以上の各草案が認めて居る、各個の刑罰阻却原因を詳細に研究して見るならば、容易に其間に各々根本的の相違を有て居ることを發見することが出来る。然し要するに刑罰阻却の原因は二つに大別することが出来る。即ち一は犯行を爲すに至らしめたる諸般の要素如何により、他は將來に於ける少年の發育の見込如何により刑罰を阻却することが出来るか否かである。

此の第一の刑罰阻却原因に屬するものは、發育の不良及過誤の輕微と言ふことである。此の二つの場合に刑罰を阻却することには、誰も大して異議はあるまいと思ふ。此の場合には、元來科刑の必要が無いのである。其れ故に少年に刑罰を科せないのである。之に代へて、教育手段——保護監視保護教育——が此の場合に必要なのである。然し二三の草案後に千九百二十年千九百二十二年の草案並に成案となつた少年裁判所法に依れば科刑の必要ある場合に於ても、若し十分なる教育手段を講ずることが出来れば、刑罰を科せないものとして居る。然し新様な法制が正當であるか否かは勿論問題であると思ふ。第一に實際裁判所が新様な教育手段を命ずるか如何かも問題であると思ふ。然しそれに付ては、最早此處で多くを言ふを欲しない。其れよりも、之に付ては他の問題を考慮するが必要であると思ふ。即ち刑罰の代りに教育手段を施し得る根據は何處にあるか。自分は其の根據を次の二つに求めることが出来ると思ふ。即ち第一に特定の教育たとへば一定の建造物に收容して施す教育の如きは、其の實施、經過の後には、特定の罰刑たさへば禁錮の如き——と同視することが出来る。此の故に刑罰の代りに教育手段を施すことが出来る、と思ふのである。第二に刑罰に依て達成せらるべき改化遷善の目的が——即ち少年をして合法的生活に訓致せしめることが——教育手段に依ても亦十分に到達せられ得るものと豫見し得る場合には、亦刑罰を科する必要は無いのである。

要之、吾人の所見を以てすれば、凡そ少年の發育不十分にして、所犯輕微なる場合には刑罰を科するの要は無いのである。それは教育手段を施すと否とに關係なく無罪である。然し所犯若し科刑に價すれば勿論刑罰を科すべきである。此の場合には、教育手段は試験の確定期間を與ふるか否かの鍵を與ふるに過ぎないのである。

此の故に、少年裁判所に残された最も重大な問題は刑罰を直ちに執行するか、それとも先づ試験的に純然たる教育手段を試みる必要がある否かの問題である。然し之が決定を爲す爲には判決の言渡の變更が許されることを必要とする。即ち其時其時の教育上の設備に適合せしむべく判決の變更がゆるさるべきであるのである。然し如何なる教育手段を撰ぶべきかは、勿論裁判官が、少年の個性、生活關係を商量したる後、保護教育、保護監視の心理的效果を詳密に考量して其時其時に決すべきものである。

然し犯罪少年を大別して、改善の見込あるもの即ち教育手段を施すの價値あるものと、到底救済の見込無きもの即ち監獄に入れるより外に方法の無きものとの二つに區分するのは非常な間違である、其れは斷じて吾人の爲すべからざるところである。

萬人を改善せんとするは、元より不可能のことである。然し少年の將來を豫斷して、到底改善の見込なしとするは更に甚しき輕卒でなければならぬのである。

北海道樺太に於ける刑務所教誨の創始

教誨師 小笠原覺雄

北海道樺太の教誨創始當時の状況の考察に先ちて、北海道の官制の變遷と各刑務所の開設時代とを熟知し置く必要

がある。

北海道の開拓は開拓使廳の手に依て着手せられたのは、明治二年であると聞き傳へて居る。其の當時設置されたのは函館刑務所の前身徒刑場と、札幌刑務所前身徒刑場である。爾後位置の變更と名稱の改稱とは幾度か改められた。

明治十五年二月開拓使廳を廢して、函館札幌根室の三縣を設置され越えて十九年一月二十六日北海道廳を置かれた。

茲に始めて北海道といふ行政上の名稱を得た譯である。

明治三十四年九月三十日開設

網走分監 北見國網走郡最寄村

明治廿四年八月十六日開設

十勝分監 十勝國河西郡帶廣村

明治廿八年四月一日開設

明治三十六年四月一日十勝監獄となる

北海道には北海道集治監といふ有名な監獄があつた。集治監は初め各獨立した集治監として開設されたものであつたが、明治二十四年八月二十六日北海道廳官制改正に依つて、北海道廳監獄署と、北海道集治監とを全然區別することになり、道廳監獄署は本署は札幌に支署は函館其他の地に置き、集治監は本監を樺戸に、分監を空知、釧路、網走に設置（十勝は其後に開設さる）して茲に北海道の刑務の事業は其の完成を見るに至つた。

因に各集治監の開設時及場所を列舉すれば左の如し。

樺戸集治監 石狩國樺戸郡月形村

明治十四年九月十三日開設

明治三十六年四月一日樺戸監獄より大正八年一月三十

一日廢監

空知集治監 石狩國空知郡市來知村

明治十五年六月十五日開設

明治三十四年九月三十日廢監

釧路集治監 釧路國川上郡熊中村

明治十八年十一月十五日開設

北海道樺太に於ける刑務所教誨の創始

樺太旭川の二刑務所は、初め札幌監獄の分監として建設されたもので、樺太は明治四十一年四月一日の間廳であつて大正十一年十月十三日獨立刑務所となり、旭川は大正五年八月十五日開設し、大正八年一月三十一日舊樺戸監獄の事務を引繼ぎて獨立刑務所となつた。

○

函館刑務所に於ける教誨は、明治九年二月頃神職及僧侶（氏名不明）によつて着手された。其後權少教正七條正恭大貫眞浦の兩氏が、教誨に従事されたことが、明治十五年十月十日の記事に残つて居る。越えて十七年五月七日大谷派別院から布教を出願して許可されてあるが、氏名が記録されてないのは残念である。

北海道神大に於ける刑務所教誨の創始

明治二十一年十一月大谷派の僧藤田超宗、和田義英の兩氏が、十圓乃至五圓の手當を受けて、教誨に従事されたのが有給教誨師の嚆矢である。其後二十四年九月十八日日本多澄雲氏が教誨師となり面目を一新されたが、翌年四月十二日札幌へ轉じ、札幌より丹羽金十郎氏(神道と稱するも熱心なる基督教徒と傳ふ)來りしも、都合あつて同年八月退職し同年十月十八日西川詒亮氏就職以來大谷派の受持となり、今日に及べりと傳へられてゐる。

札幌刑務所に於ける教誨創始は、明治十一年六月十一日禪宗中央寺住職小松萬宗氏、教誨致し度旨出願し許可されたるより同年十一月に至り神道(?)大貫眞浦氏も亦教誨を出願せしことありと傳へられてゐる。越えて二十年七月二十一日禪宗小松萬宗(年額八十圓、大谷派大谷惠靜(年額六十圓)の兩氏を、教誨師に採用されたのが有給の最初である。然し此外に明治十六年教誨に従事した宗派不明の僧、石川薩盛氏のあつたことは明治二十五年四月六日慰勞金三圓の給與十された記事に徴することが出来る。

明治二十一年五月一日大谷惠靜氏退職し、同派の廣崎流情氏就職せしも、翌年一月二十八日大谷派札幌別院輪番蓮弘鏡氏と更迭し、蓮氏は同年九月十八日退職し、小松萬宗氏も同時に退職し、即日丹羽金十郎氏(月額八圓)を採用と教誨の方針を一變せしめた。是れよりさき基督教教師小田島房次郎、松本安正の兩氏を一ヶ月三回を限り、教誨に従事せしめたる事蹟に徴して、丹羽氏の人物を察知することが出来た。然るに明治二十五年四月十二日函館より本多澄雲氏赴任するに際し、丹羽氏は函館へ轉せしめらるゝの運命に逢着された。其後は終始一貫大谷派の手によつて教誨の施行を繼承されて居る。(つゞく)

早や冬仕度

忙しい職業紹介所

其の目送りの始末をつけてゐると最も行きつまるのは職業紹介所だ冬季に入ると屋外労働者の仕事はピツマリ止まつてしまふのが毎年の例になつてゐるので神田橋の中央職業紹介所では例年の痛い経験から今年はこの防堵の方法として屋外労働者の爲めに全く閉鎖の十二月、一、二の三ヶ月間は特にこれらの爲めに市當局として授産の法を興へるべく最善の最中も、ものともせず安田所長以下職員連は経費其他に就き市當局や大企業家達の連絡やに心をなくだいで日参してゐる。



海外時報

疾患と犯罪

カリホルニヤ州、サン、カンタン
刑務所附醫員

エル、エル、スタンレー

(一)

普通疾患は有機體に於ける沮害された或は異常なる生理的作用だと定義されてゐる。犯罪は犯罪を行ふものをして法律に由て規定された刑罰を受けしむるあらゆる行爲であると云ひ得る。

疾患が犯罪の原因として重大なる役目を演じてゐること
を明にしようと試みるのが此の論文の目的である。此目的

のために今疾患を分つて三つとする。即ち先第一に徳性上の疾患で、之は性格に關係するものである。次には精神上の疾患で、之は脳髓に關係するもの、終りに肉體上の疾患で、是れは身體の一部或他の残りの部分に於ける異常及び沮害を指すのである。

徳性上の疾患は大部分は幼年時代に於ける訓練と環境とに關する問題である。或一人が正當な教訓の下に育てられ善く薰陶せられたならば、大方其人は性格を傷けらるゝことなく済むかもしれない。家庭、學校、教會は道德状態の最良の守護者である。若し此等の機關が正しく巧みに運用せらるゝことができない場合には、其結果徳性は傷けらるゝに至るであらう。精神上的の疾患は遺傳的なものと、環境から來るものとがあつて、同時に又健康に關する生理學上

疾患と犯罪

の原則を無視した場合に惹き起されることもあるのである。メンタル・ヘルス（精神の健康）を維持するのは精神衛生學及精神病学の任務である。身體上の疾患は多くは自己の周圍と廣い環境との結果であるが、或點まで個人の道徳上及び精神上の能力によつて支配されるものである。

法律が罪人と稱し、社會防衛の良法として拘禁した人々と十年間も密接な關係を保つて來たものには疾患といふものが、犯罪の原因として如何に大きな役目を演じてゐるかを顧みない譯にはいかないのである。

(11)

過去十年間、サン・カンタンでは、入監後直ちに各受刑者を精密に診査するのが警務局の習慣であつた。この診査は本人の履歴、性癖、本人の家族の氣風、及び嘗て本人の罹りたる疾病の状態等一切を網羅するのである。尙之れに加へて十分な臨床實驗も施さるゝのである。數年以前此等の診査の結果一千件を表したのである。此の結果の解剖からして興味ある材料が得られたのである。

此結果犯罪の多くは青年によつて行はれたことが見出さ

は兩親が正當の婚姻をした者でないといふ證據であつて、若し正當の婚姻が結ばれたならば自ら兒童の境遇も變じて、兒童をして犯罪に陥らしむることもなかつたかもしれないのである。

(11)

診査された受刑者の六分の一は自分の血族の中の一人或は數人が過度の飲酒の結果酒精中毒者となつたことを斷言してゐる。酒精中毒が一種の疾病であり、その害毒が子孫に傳はることは已に明かな事實で、多くの犯罪が酩酊中行はることも拒むことはできないのである。

前掲の一千年中の約四分の一は彼等の家族或は近親中に恐るべき結核病者を有つてゐた歴史を提供してゐるのである。此結核が家族中に潜入して一家の稼人を犯した場合に災害は測り知るべからざるものがある。母親はこの救治し難き病人を抱へて家族を養つて行かなければ成ないので、出來る事なら何でもやらなければならなくなる。子供があればその子供達も出來る丈けの事をして自分達の糊口の道を計らなければならぬし、果ては市街を彷徨して、親さ

れた。一九一六年の表になれば、五パーセントは入監の際二十歳以下であり、五十パーセントは二十歳乃至三十歳の間にあつた。昨年集めた材料によるに青年が更に一層大きなパーセンテージを占めてゐるのである。受刑者の大部分即ち六十四パーセントは未だ嘗つて結婚したことの無いものであつた。八パーセントは離婚者で、五パーセントは配偶者を失つたものがある。僅かに二十五パーセントが配偶者以上結婚したものである。此等の數字から結婚が犯罪防止の一大要因であることが想像され得るのである。犯罪の四分の三は結婚せざるものによつて行はれたのである。是由つて觀れば家庭の義務責任が人をして意志を強固ならしめ、克く誘惑に抵抗して眷族の幸福を考慮せしむることが分明するのである。かゝる觀察を何故茲に述べるといふにそれは種々の疾病が或場合に結婚を妨げ、爲めに直接に犯罪の原因となる虞があるからである。罪人の中には自分の兩親のことについて何も知らないものが澤山ある。或る者は嘗つて家庭といふものを知らないものがある。これへ満足であつたなら陥らなくてもすむ陥罪に陥らなければならぬようになるのである。かゝる例は到處何處の社會にも見られることで、其間接の結果は刑務所と感化院で始末する外はないのである。

八パーセントは其血族中に癌腫で死んだものを出してゐる。此病氣は普通晩年にやつて來るものであるから、その時分には家族も充分に生長して了つた頃であるから、肺結核で犯された家族とは異つて、子供等にも相當の注意の拂はれて、犯罪を惹起するような状態をかます虞は甚だ少ないと云へるのである。

發狂は精神疾患の一つであつて、遺傳性のもので子孫に傳はることは人々の善く知つてゐる所である。受刑者の四パーセントは彼等の家族中に發狂の系統があつたことを述べてゐる。然しこの最も不幸な害毒を相續してゐると自白するのは好まないから、此のパーセンテージは實際よりは少ないものと思ふ。多くの犯罪が精神錯亂者によつて行はるゝことは周知の事實である。法律は發狂者の犯罪能力のないことを認めてゐることは、たとへ殺人罪を犯しても、

發狂者には極刑を科するも何等効なき事實によつて證明されてゐる。

毎年多くの發狂した受刑者が治療の爲め官立瘋癲院に送らるゝが、此の内受刑中精神病的傾向を顯すものも少しはあるが、多くは受刑の際診査によつて精神の均衡を失つた者と認めらるゝのであつて、彼等の精神疾患は裁判の際裁判官によつて發見せられなかつたのである。此關係からして精神疾患を發見し、怖るべき犯罪の行はるゝ前に手當をなすべき精神病院の設立は益々増加する受刑者を減少せしむる方法として急を要するものがある。精神疾患は確かに犯罪を構成するについて與つて大なる力がある。

(四)

蒐集せられた材料によれば受刑者の多數は入監前少年時代に種々の病氣で苦んだものである。彼等の四十一パーセントは耳膜炎をやつたものである。十一パーセントは麻疹をやり、十二パーセントは猩紅熱をやつたものである。十五パーセントはチフスに苦しんだことを語つた。チフスの十五パーセントは少し高過ぎるが、之は大方入監の際施さる

チフスの豫防注射を免れる爲めにチフスの質間に對して肯定の答を與へるものがあるのに由ると見える。然しこの注射の爲めにサン・カンタンにては十年間に僅かに二人のチフス患者を出したのみである。十三パーセントは嘗つて肺炎をやつたといふ、四パーセントは収監の際結核症なることを申立て、或は過去に於てそれを有つてゐたと申立てた。

表の中で一番多いものは花柳病で、六十六パーセントに達し、殆んど感染したものである。各百人中の四十四人は痲病患者である。此の病氣は速かに根治されない場合には病的な状態を惹起するものであるが、一度之に罹つたものは根治されるといふことは甚だ疑はしいのである。尿道狹窄症、リュウマチイズム、その他種々の炎症は次で起るもので何も知らない痲病患者は之が爲めに明を失ひ又は女なれば不妊症となり、或は苦痛を治する爲めに外科手術を請はなければならなくなるのである。

各百人中の十二人は梅毒の原因たる龜頭の障害を受けたことを陳述した。この陳述はワツサーマン氏の試験によつて十パーセントが反應を呈したることによつて證據立てられたのである。梅毒に次いで起るものは運動失調であつて、此病氣は患者をして下肢の運動を調節することを不可能ならしめ、終に起居不自由ならしむるのである。梅毒は又腦を侵して、部分痲痺を起すのである。受刑者の中には此病氣に侵されたものが甚だ多い。彼等の腦の組織は非常に侵されてゐて、犯罪に對して毫も抵抗力がなく、正不正を辨別する能力をさへ失ふに至つたものである。

酒精類を過度に飲用したことを白狀したものは三十一パーセントで、彼等は酒精類が疾病を醸し、疾疾が犯罪を引き出すことを自ら知つてゐるのである。此のパーセントの半數は遺傳で、家族中に酒精中毒の系統があることを語つてゐる。他の半數は後に至つて飲酒癖を得たものであることは疑ひない。千人中の四百九十人は適度に飲用したことを述べ、二百人は全然酒精の飲用を否認した。酒精中毒が種々の精神錯亂を惹起し、これに罹つたものが犯罪に對する可能性を有つてゐることは誰れでも知つてゐることである。

麻酔劑の耽溺は或人は一種の疾氣だと云ひ、他の學者はそれを習慣と考へてゐる。之に關する説は何れにしても、麻酔劑の犠牲となつたものが犯罪の可能性を多量に所有してゐることは人の知る所である。彼等は何等良心の呵責なく盗みをするのである。普通に彼等のこそ、盗みをするのは少しでも餘計に麻酔劑を得たさにするのであつて、彼等の盗みは一生已まないものである。一九一三年の初めにサン・カンタン刑務所に送られた罪人の約三パーセントは麻酔劑飲用者(Drug Abuse)であつた。然るに最近僅か數年の間にこのパーセンテージは二倍以上に達したのである。

受刑者の履歴調査の際彼等の語る所によれば疾患の種類は殆んど數知れずで醫學字典中の語彙にも等しいのである。數へ立てれば、

痲瘡、癩病、酒精中毒、喘息、氣管炎、硬性下疳、便秘、咳嗽、聾、一般衰弱、銃創、甲狀腺腫、脱腸、心臟病、頭痛、消化不良、不眠症、疥癬、運動失調、神經衰弱、中風、各部疼痛、伊太利癩病、リュウマチイズム、胃病、梅毒、さなだ蟲、濕疹、癩癩、淋病、マラリヤ、モルヒ

疾患と犯罪

ネ中毒、神経痛、扁桃腺炎、肺結核、等である。

(五)

右の病気の申立ては健康診査の結果確證されたのであ
る。新入監者のある場合には全部脱衣せしめて頭から足の
端まで仔細に検査するのであるが、彼等の殆んど全部は頭
部に或る傷痕を有つてゐるのである。その多くは幼年時代
に於ける墜落或は撞衝等に原因してゐるのであるが、後年
暴行の結果受けたのものもある。毎年入監する受刑者中には自
己の犯罪を幼年の時受けた頭部の傷害にその責を歸するも
のがかなり多いのである。大抵の場合かゝる主張は割引し
て考へなければならぬもので、腦の組織其者が破壊せら
るゝのでなければ普通かゝる結果は起らないのである。

約十パーセントは聴覺を害されてゐる。此の内或るもの
に在つては輕微であるが、他のものは全く聴覺を失つてゐ
るものがある。かゝる缺陷は正則な生活を営むについてハ
ンディキャツプとなるのは當然のことである。

各百人中八人は鼻に損傷を受けたものであつて、この損
傷の爲め中には容貌の非常に見苦しくなつたものもある。

十二パーセントはその肺臓は氣管支炎、喘息、結核等の
病理的確定状態にあるものである。

約八パーセントは心臓に診音が聞こえ、この重要な内臓
に故障のあることを示してゐる。

脱腸のものが六パーセントある。この内皆つて手術を施
したことを證する傷痕を有つてゐるものが四パーセントあ
つた。脱腸といふものは不斷患者に苦惱を與へるもので、
延いて全身状態に及ぶものである。サン・カンタン刑務所
の受刑者に行はれる大手術ではこの脱腸手術が最も多いの
である。

四肢に關しては千人中の七十二人は下肢不具のもので、或
は切斷され或は然らざるものは畸形となつてゐる。上肢の
畸形なるものは五パーセントである。之によつて受刑者の
十二パーセントは不具者と稱して可いのである。かゝる人
々が生存競争にハンディキャツプされて容易に犯罪の犠牲
となることは見易い事である。

(六)

以上の事實に照して見ても刑務所に送られて來る人々の

或るものは自分の容貌の見苦しい爲めに就職の道なく糊口
の爲めに終に罪を犯すに至つたと曰つた。かゝる申立は誇
張の氣味がないでもないが、決して有り得ない事ではな
い。

三パーセント半は視覺に缺點があることを申立てた。二
三のものには全く失明してゐた。此等のものは眼科醫によつ
て試験され、州の負擔で適度の眼鏡が彼等に給せらるゝの
である。

刑務所附齒科醫の報告する所によれば九十九パーセント
は齒科手術を要するものである。全く齒を有たないものが
二パーセントある。五十三パーセント以上は齶齒に侵され
てゐて、之が爲めに齒科醫は常に多忙を極めてゐて、齒牙
の健康の爲めに調査を行つてゐるカリホルニア大學の篤志
家の助力を受けてゐる程である。齒牙の劣悪なものは消化
不良、リウマチズム、其他本人の身體並びに精神上的の抵抗
力を弱める疾病を惹起し勝ちなものである。

頸部胸部の検査によつて約五パーセントは營養發育共に
貧弱なことが示された。

多くは身體に疾患を有つてゐる人々である。最近熟練した
心理學者の行つた調査によつて彼等の殆んど二十パーセン
トは心神耗弱者と稱すべきほどに精神に疾患を有つてゐる
ものであるといふ事實が明白になつたのである。身體上に
も精神上にもかゝるハンディキャツプを有つてゐるもの
が、斷えざる苦惱の爲めに漸次通常なるべき抵抗力は減殺
せられて、終には眞直ぐな道を踏み外して邪經に入るに
至るのは睹易いことであつて、人生の悲惨事といふべきで
ある。(Journal of criminal law and criminology)

□心性検査は情緒徳性検査に迄及ぼせ

▲心理検査で一般に用ひられるものは、標準智考査で、所
謂一般智性のテストである、併し今日ではもつと進んで、あ
て、吾々は注意の保留と分布、種々の事物に對する細部の正
確な認知と能力、知らんとする能力知る事を避ける能力、其
他種々の特殊能力を考査する事が出来るやうになつてゐる。
▲だが之等のものも要するに睿智に關する考査である、情緒
または徳性に關する考査は未だ少しも研究されてゐない、
而して之等のものが吾々の生活に於て重要なものである事
は何人も知るところである。そこで將來は之等の點をも併せ
て検査するやうにならねばならぬわけである。

勤勞の跡

勤勞の跡

大正十一年度刑務所收入調

(本表は實收額調に依る)
×印は減を示す

小市	市	登多	巢鴨	横濱	浦和	千葉	水戸	宇都宮	前橋	静岡	甲府	長野	新潟	京都	
大正十一年度實收額	五〇二、七二一、六九〇	二五、八六〇、二七〇	八五、〇八七、〇二〇	七一〇、六八八、六五〇	一九五、五七〇、七九〇	一〇二、四〇五、五八〇	一一九、一七九、〇八〇	八五、三〇一、四〇〇	四七、〇二三、七四〇	七六、七〇七、三六〇	一一二、八五四、一一〇	一四六、六二四、九二〇	七八、七三五、二〇〇	四三、九八三、六六〇	一八三、三七四、五七〇
大正十年度實收額	四一五、五一七、四八〇	二二、四一八、三〇〇	五七、七七二、七六〇	六二七、二二五、四三〇	一八三、四六九、七二〇	九二、九八三、八一〇	九七、四三二、三四〇	六三、九六五、七〇〇	四八、三〇八、八二〇	七九、二六四、七九〇	二〇三、八〇三、三六〇	一四一、三一八、四八〇	七〇、七四四、六四〇	三四、一三四、一四〇	一七五、六二六、八二〇
比	八七、二〇四、二一〇	三、四四一、九七〇	二七、三一四、二六〇	八三、四六三、二二〇	一一、一〇一、〇七〇	九、四二一、七七〇	一一、七四六、七四〇	一一、三三五、七〇〇	一一、二八五、〇八〇	二、五五七、四三〇	九、〇五〇、七六〇	五、三〇六、四四〇	七、九九〇、五六〇	九、八四九、五二〇	七、七四七、七五〇
増減	八七、二〇四、二一〇	三、四四一、九七〇	二七、三一四、二六〇	八三、四六三、二二〇	一一、一〇一、〇七〇	九、四二一、七七〇	一一、七四六、七四〇	一一、三三五、七〇〇	一一、二八五、〇八〇	二、五五七、四三〇	九、〇五〇、七六〇	五、三〇六、四四〇	七、九九〇、五六〇	九、八四九、五二〇	七、七四七、七五〇
増減割合	二〇・一	一・五	四・七	一・三	七	一・〇	二・二	三・三	三・三	三・三	四・四	四・四	二・九	四	四

大 神 奈 滋 和 德 高 高 名 三 岐 福 金 富 廣 山 岡 島 松
 阪 戸 真 賀 山 島 松 知 屋 重 阜 井 澤 山 島 山 取 江

勤勞の跡

三四五、二〇〇、八〇〇	三〇四、三三六、〇三〇	一一七、五七〇、五九〇	一二一、八四四、一七〇	六五、二四一、〇六〇	八〇、四二九、〇四〇	六七、七一三、九四〇	一九四、八五五、一一〇	二七八、三五七、二六〇	八七、〇五二、九〇〇	一四四、六九一、八三〇	一三五、四七一、四〇〇	五四、七四二、八四〇	二八、〇二一、五二〇	一六九、六〇五、四二〇	二六三、七五四、一四〇	一一〇、〇五〇、四二〇	一五〇、一一五、七八〇	八八、六七四、七九〇
二八〇、八九三、八二〇	二二一、五九八、二五〇	一一四、三三七、三〇〇	一〇三、六一五、一九〇	四六、五二四、三三〇	六三、二七四、七七〇	五九、一四六、三〇〇	一七六、八一三、三三〇	二三一、二九九、六八〇	七一、二五六、七四〇	一七九、五七四、八七〇	二六、七一八、四一〇	四四、四七四、三二〇	二二、二二二、六五〇	二四〇、五九八、六九〇	一四三、〇二一、八六〇	七八、九七八、六六〇	三三三、八七四、六七〇	五八、二一九、一六〇
六四、三〇六、九八〇	八二、七三七、七八〇	三、一九七、二九〇	一八、二八八、九八〇	一八、七一六、七三〇	一七、一五四、二七〇	八、五六七、六四〇	一八、〇四二、七八〇	四七、〇五七、五八〇	一五、七九六、一六〇	三四、八八三、〇四〇	三八、七五二、九九〇	一〇、二六七、五二〇	一五、七九八、八七〇	二九、〇〇六、七三〇	二〇、七三三、二八〇	三一、〇七一、七六〇	一六、二四一、一一〇	三〇、四五五、六三〇
二・三	三・七	三	一・八	四・〇	二・七	一・四	一・〇	二・〇	二・二	一・九	三・三	二・三	二・六	二・一	一・四	三・九	四・八	五・二

▲新榮養ヴァイタミン の話 (續)

肉類 牛肉、豚肉其他一般に肉類の種類が異れば、其中に含有されるヴァイタミンの量も亦一様ではない。併し一般に肉類はヴァイタミンA・B・C凡てを含んで居るものと認められてゐるが其量は多くはないやうであるから、四、五十匁の肉を毎日攝つて居ても、他の食品中にヴァイタミンが少い場合には、到底健康を保つ事が出来ない。

泉 の 識 常

脂肪とヴァイタミンAの量とは確實に並行するものであるとは云はれない。筋肉の脂肪中にはAは少いが、腎臓の周囲脂肪の如きは比較的多くのAを含有して居る。

鰵魚に於ける肉類には最早ヴァイタミン類は

含まれて居ないが、蛋白質の給源として効果は相當にあり、且つ便利であるから一概に排斥も出来ない。

牛乳 牛乳は、大體に於て前述の肉類と同様に見る事が出来る。即ち蛋白質は眞實なるものであり、又ヴァイタミンはA・B・C共に存在して居る。牛乳に含有されて居るヴァイタミンの量は一定不變のものでなく、種々の條件に因つて其量に非常増減がある

特に影響するのは牝牛の食物で、綠草を十分に與へた場合にはAとCは十分あるが、冬季期間人工的に配合した飼料で飼育する、其産乳中にはAとCは減少するものが免れない。乍併、冬季間でも蕪菁等を與へることによりAとCが十分含まれるやうになる。只ヴァイタミンBだけはオスホルンやメンデルの試験に依ると、綠草を與へて居る時とは異なるが、其量は少いと云ふ事である。

油粕を飼料とする場合、産乳はクリームのやうな外觀を呈するが、ヴァイタミンAの量は乏しい。

以上の如く牛乳に含まれるA・B・Cの

鰵の結果も一致する。

卵黄は多量のヴァイタミンを含有して居る病人に卵黄を與へて有效なのは之れが爲である。ヴァイタミンは卵黄中に含まれて居ないらしい。

卵白の部分にはヴァイタミンは全く無いと看做しても宜い。卵を乾燥して粉末とした物にはBは残つて居るがAの部分は失はれて居るのである。

魚肉 魚肉にはヴァイタミンBの含有量が少い、是れ、魚肉を多く食べる漁村に脚氣が可なり多く發生する事に依り、略推知する事が出来る。又ヴァイタミンCも多量に含まれて居ないから、魚に依り壞血病を治療する事は出来ないのである。

ヴァイタミンAは、自ら魚肉にある場合もあり、又含んで居ない場合もある。含んで居るにしても大した事は無い。只魚の脂肪特に肝臓から取つた油には多量のAが含まれて居る。特に鱈の肝油には著しいのである。

動物性油脂 動物性の油脂中にはBもCも含有されて居ないが、Aは其種類に依り

可なり豊富に存在して居る。

但し是等のAの根源は、其食物たる植物中に含んで居たものが集積したもので、動物の體內で合成されたものでない。

一般に動物性の脂肪のヴァイタミンAの含有量は、脂肪の新陳代謝の主として行はれると考へられる部分、即ち肝臓等の部分に多く、又陸上に棲む動物よりも、魚類のやうに寒冷な水中に住し、脂肪の新陳代謝が盛に行はれる動物の油脂には多量に含まれて居るやうである。鰵其他の脂の多い魚類や鰻、鱒なども之に富んで居る。

魚油の如きは鰵臭を有するから、之を硬化して食用に供しようとする計畫が行はれて居るが、硬化油は其操作の途中にヴァイタミンを失ふ計りでなく、脂肪の質も不真となつて居る。尙吾々の常用するラードは、此ヴァイタミンを殆ど含んで居ないのである

植物性油脂 普通食用に供されて居る植物性油脂、例へばオリーブ油、胡麻油、落花生油、大豆油、菜種油等は、成分の不真の上にヴァイタミンAを含んで居ない。故に此種の油脂を多く食するに従ひ、此ヴァイタミン

の含有量は増減あるが、牛乳丈けな飲用する場合には、之が爲に健康上影響する程の不足を來す事は有り得ないと云つても宜い、只肉の場合と同様他は是等に乏しい食物を攝り其不足するヴァイタミンを、牛乳を以て補ふ爲に日々少量宛飲用するが如きは豫期のやうな効果を求める事は勿論出来ないのである。

小兒に牛乳を與へる際に稀釋して使用する事がある。夫れが小兒の發育を不真ならしめ、爲に小兒の生長が止まり、且つ時として衰弱極度に達し、終に壞血病や佝僂を惹起する虞がある。

元來牛乳は搾取した儘のものを用ひた方が効果ある。但し病原菌の侵入を防ぐ爲には煮沸・殺菌等の操作を行ふのも止むを得ないのである。

鰵卵 鰵卵は、含有するヴァイタミンから云つて、良好な食品である。元來鳥類はヴァイタミンBに對して極めて鋭敏であり、僅にBが不足しても直ぐ脚氣の症状を呈する新かる譯で鰵の食物となる卵類には十分にヴァイタミンBが含まれて居る筈で實際の試

を別に多量に補つて行かないと栄養上有害である。又是等を原料とした人造「バイタミンA」(イガリン)は、バターやうにヴァイタミンAを含まないのは勿論である。乍併、植物から採取した許りの粗製品には多少含まれて居るやうであるが、其多くは工業的に精製する際に失はれる。植物性油脂の大部分は種子から採られ、又葉や莖から採取する油もあるが、是等は前者に比しヴァイタミンAの含量が多い。

果物及野菜 野菜類はAを含み、Cの含量は特に多い。植物の綠葉はAに富むがBは稍々少く、白い部分にはAの含量は多くないがCは多量に存在して居る。果物にはCは最も著しく含まれて居る。Bは、バナナ、葡萄を除き他に相當含まれて居るが勿論程度ではない。Aは、オレンジ、パイナップル、トマトなどは何れも含量少いやうである。次に確證とした果物及び野菜等にヴァイタミンCが存在して居るや否やは、未だ十分研究されて居ない。或種の物は確證として效力が失はれないと云はれ、或ものは全然

グイタミンが含まれて居ないと云はれて居る。

豆及其他の種實類 種子は一般に其胚子及び表面に近い部分に、多くのグイタミンAとBとを蔵して居る。就中Aは特に胚子に多い。大豆其他の胚子はBグイタミンに富んで居る。豆腐製造の廢液はグイタミンに富んで居るから、牛馬の飲料に適當であると考へられるのである。グイタミンCは種子の發芽前迄は含まれて居ない。AとBとが種子の表面に近い部分に多いと云ふ事は注意すべきことであつて、水車で搗き、皮部を去り、精製するに従つてグイタミンに乏しく、栄養價は低下するのである。清酒・麥酒及果酒 清酒や麥酒はグイタミンA・B・C凡てが缺けて居る、只特殊の製造法に依つて造つた麥酒にはCを含んで居る。

コーヒー及び茶 ナオコソルト、コ、ア、コーヒーの類はBの存在するやうに推定するが、實際等は等製造する際にグイタミンは悉く破壊されて全然含まれて居ない。茶も亦前者に類して居る。

が緊要で、休憩若くは終業の際には必ず手指を温湯で洗つて清潔にせねばならぬ。さうして指間に濕氣の残らぬやうに十分拭ひ取らねばならぬ。豫防薬としては稀酸液。フォルマリン等も有効なれ共、最も可なるは殺菌及び收斂力のある脂肪性の塗劑で、これを一日二回(朝の就業前と晩の終業後)尙ほ十分に行ふには一日三回(晝の休憩の時にも)塗布することである。但し手指に塗つた脂肪が直に釜の中の水に浮游し、若くは物品に附着するやうでは製品を損害するから斯かる虞のない皮膚に定着力の強大なるものを選用すべきである。斯くして常に表皮を保護し、若し皮膚に損傷を生じた場合には直に相當の處置を施さねばならぬ。從來の治療法 從來「水むし」薬として各地工場で採用せられ、相當の效果ありとせられたものでは左の如き薬がある。樟腦油・ピチロール・樟腦油・チンク油・ワナルソン軟膏・イヒチオール・チオノール・フォルマリン水・食酢・白ペンキ・テール軟膏・過酸化水素・其他二三の賣藥等。元來濕疹の療法に頗る複雑な處置を要す

製絲職工の「水むし」豫防及び治療に就いて

内務省社會局 古瀬 安俊 技師

(以上中外産業調査會報告)

水むし即ち「絲かせ」從來製絲工場の職工の大部分はこの水むしに侵されて苦痛に悩み、これが爲に生産能率は夥しく減殺されて居た。それで古來種々の治療が行はれて居たが完全な方法なく、職業上免れ難い疾患であると思はれて居た。水むしの原因は未だ明瞭でないが、原因の探究は容易な業ではないので、差當り先づ豫防及び治療の研究に従事したのである。

症狀及び經過 然らば水むしの症狀及び經過は如何といふに、症狀は便宜上三期に分ける。即ち第一期では指間の皮膚蒼白色を呈し、次で手腹、次いで手背に及び小水泡を生じ、表皮に小剝脱を生ずる。第二期は表皮剝脱面が擴がつて紅色を呈し、堪へ

るから、職業的濕疹たる「水むし」に對しても亦簡單なる治療の得難いのは當然である。即ち其第一期には殺菌・收斂性のものが有効であるが、第二期には之れに鎮痒・乾燥・表皮補修の效力の加はるるを必要とし第三期には尙其他に鎮痛・消炎等の效力あるものが必要とする。そこで一品で凡てに有效であるものは無いので、上記の薬品で「水むし」を治療するには少くとも其中の數種を常備して置く事が必要である。理想的の薬品 若し治療薬としこの理想的のものを選択するなれば、左の各項を具有するものでなくてはならぬ。

- 一 高價ならざるもの
- 二 多量の需要に應じ得るもの
- 三 豫防の効力あるもの
- 四 無刺激性にして運用するも厭ふべき副作用を見ざるもの
- 五 製品又は衣類等を汚染し、或は製品の光澤又は弾力を損失する虞れなきもの
- 六 悪臭を發せざるもの
- 七 一品にて成る可く各期に適應する者

難き痒痒を感ずる。第三期に至ると表皮の剝脱面は相合して藥膜面を生じ、尙ほ更に水泡續出し疼痛を發し、或は又患部殊に手腹の表皮が菲薄となつて一種の光澤を發し、數多の横裂を生ずるものがある。此時に至ると、皮膚炎、膿瘍、皮下結締織炎等を併發することが多いので患者は苦痛に堪へ兼ねて遂に休業するに至るのである。以上は一般通有の症狀と經過を擧げたのであるが中には多少之れと異なる型を取るものがある。

豫防法 水むしの病苦を免れ、生産能率の増進を計るには先づその豫防法に注意を拂はねばならぬ。元來、人體の表皮は外圍の病源の襲來に對する防禦器であるけれどもこれを長時間水中に浸して居ると所謂「ふやけ」の状態になる。此状態の皮膚は病源に對する防禦力が弱いのであるから、製絲職工のやうに毎日長時間水中に手指を浸して居ると遂にその個所に疾病を發するに至るので、常に皮膚の健全を保持することにせねば豫防の目的は達せられぬ。皮膚を健全に保持するには手指を清潔に保持する、

八 變質分解等の速かならざるもの且つ使用法簡便なるもの

新治療薬 茲に於て余は(古瀬技師)二十年来本症豫防及び治療法を研究せる皮膚科専門醫美濃部瀧吉氏と協力し、研究を重ねること數年漸く「ミコオール」及び「ネオミコオール」と稱する二種のバスターを創製するに至つたのである。「ミコオール」は本邦産植物の塊根より特殊の操作を以て抽出した有効成分を主要原料としたもので、芳香性の白色バスターである。主なる作用は殺菌・止痒・收斂・乾燥等で、香氣・色調・定着耐久力・其他製糸家の常用とすべき要件を具備した殆ど理想的のものである。「ネオミコオール」も亦主要原料は同一であるが、製劑法の異なる結果「ミコオール」の不適合の體質者又は第三期の患者に特效がある。第三期の患者に特效がある。兩劑とも實驗の結果は第一期第二期に於ては五三・三〇%の全治者を生じ、第三期に於ては四〇%の全治者を得た。豫防劑としての實驗に於ても七八%の成績を擧げて居る。

鉛及び鉛顔料等使用に對する注意

米國マサチューセツツ
ゼネラル病院

- 一 清潔にせよ 是は最重要な事である、鉛末に觸れると直ぐ附着するから
- 二 手と顔とを良く洗へ 工場を去る前に特に食事の前に
- 三 完全に齒を磨け 少くも一日一回以上
- 四 食事は必ず作業に取掛る前になせ 食物が胃にあれば鉛の身體に入るを妨ぐ
- 五 澤山の牛乳を飲み、某工場主は有毒鉛に曝されて居る職工に自由にミルクを攝らす方針を執つて居る
- 六 新鮮な空中で十分運動せよ 出来るならば徒歩で通勤せよ
- 七 便通を良くせよ
- 八 食事は鉛氣の無い所で攝れ
- 九 作業中に若し何か食べたり又は喫煙でもしたならば、鉛は口から腹へ入るものと心得よ

- 一 鉛の有毒氣中で働く者は、呼吸器を使用せよ
- 二 鉛の溶解する時に攪拌する要はない夫れは獨りで混るから
- 三 鉛を溶解する時に攪拌する要はない夫れは獨りで混るから
- 四 鑄込植字器の圓錐嚙子は決して作業場で掃除してはならぬ、屋外で箱の中でせよ
- 五 梓付したり、傾斜させたり、鋸引をしたり、解版したりする時は鉛の塵を立てるな、解版の時には呼吸器を使用せよ
- 六 鉛を溶解する時に攪拌する要はない夫れは獨りで混るから
- 七 鑄込植字器の圓錐嚙子は決して作業場で掃除してはならぬ、屋外で箱の中でせよ
- 八 梓付したり、傾斜させたり、鋸引をしたり、解版したりする時は鉛の塵を立てるな、解版の時には呼吸器を使用せよ
- 九 外衣が、長い上衣及び頭覆を作業中着けよ、帰宅する際は脱いで行け、且つ是等の上衣は度々洗濯せよ
- 一〇 アルコール類の飲用は鉛毒の危険を非常に増加す
- 一一 鉛の有毒氣中で働く者は、呼吸器を使用せよ
- 一二 印刷者に對する注意
- 一 鑄込植字器用鉄鉛は鉛活字よりは柔か
- 二 鉄鉛を増場の中に入れる時には靜かに入れよ、鉛の飛沫は乾いて鉛塵となるから
- 三 鉛を溶解する時に攪拌する要はない夫れは獨りで混るから
- 四 鑄込植字器の圓錐嚙子は決して作業場で掃除してはならぬ、屋外で箱の中でせよ
- 五 梓付したり、傾斜させたり、鋸引をしたり、解版したりする時は鉛の塵を立てるな、解版の時には呼吸器を使用せよ

特殊工業 過度な有毒物又は有毒液に曝さるゝ特殊工場、並塵埃多き作業場に於ては、五人宛に一個を備付くべし、且つ清潔なる湯及び水の通する様に設備すべし。

位置 洗面場は適當なる位置に設くべし（職工の規定作業場より三百呎を越ゆべからず、但しエレベーターを使用し得る所に此限に非ず）且つ少くとも一個の洗面器と其他附屬品を各室内又は其近くに備付くべし。

採光 洗面場は使用中常に明るき光線を通すべし。

清潔 洗面器具、附屬品及び床面に清潔にすべし、且つ規則的に完全なる清潔法を履行すべし。

其他 共同洗面場には、各自の洗面器を用ふべし、水道管の通する壁には、二十時毎に一個の水栓を、又兩側使用の流し場には同二十時毎に二個の水栓を設置し、常に清潔なる水を通すべし。

鐘紡呼吸器病患者取扱方法

一 早期診断 健康診断の際に特に呼吸器に注意せしめ、呼吸器を胃され易き者は屢々臨時健康診断を勵行す。各擔任者は部下の外観に注意し、一ヶ月四回體温を測定し、尙二週間一巡の割合にて適宜醫師をして望診せしむ。

二 患者の取扱 患者は直に附屬病院の隔離室に收容療養せしめ、本人の希望に依りては工場所在地の關係に應じ、相州茅ヶ崎、播州高砂、肥後日奈久の三療養所に轉地療養せしむ。患者の食費、滋養物代及び藥價は各所屬工場の負擔とし、毎月末精算附替する。療養所の維持経費は營業部の負擔である。

三 歸國及び退社 本人の希望にて歸國療養する者には一年間七分給を給與する。家族状態及び病狀に依りては詮衡の上特別の取扱を爲すことがある。退社する時は療養手當金を給與する。

四 患者治療後 一旦呼吸病に胃されたる者は治療後も工場内勤務に服せしめざるを原則とし、成る可く歸農するやうに勸告する。

衛生と福利増進

- 六 滑劑用石黒は有害ではないが、其の塵埃は肺によくない
- 七 活字箱の鉛塵は、屋外が眞空清潔器で取去れ、活字箱は床にびつたりと据ゑて置き、さもなければ下が掃除出来る高さにして置き
- 八 ベンツンと灰汁は皮膚を害する、是等の液は活字を洗ふ時には手袋を穿ち、活字に液が残りぬやうによく洗ひ置き
- 九 活字を決して口に入れるな、活字をしつかり持たうとして指を濡すな
- 一 保健の第一要件は、純粹の、冷い、多量の飲料水である。是れが體温を調節するのに製造業者には、殊に必要である。又是れは消化を助け、毒を消す、尤も冷くなければならぬのであるが水は良くない、華氏五十度位の所が適當である。
- 二 コツプを誰にでも勝手に使用させるのは傳染病の媒介になると云ふ事は言ふ迄もない一人々々のコツプの代用品としては、

◇機械設計及機械危険に對する防禦器

防禦物は成る可く機械の邪覽にならぬやうに据付けねばならぬ。検査・調節・修繕等の爲、機械の入手をする時は大抵出来る丈け早く兩ひ運轉を開始しなければならぬので、防禦器は直ぐに取外して修繕の出来るやうにして置かねばならぬ噴き付を離れぬやうに取り付けて置かねばならぬ、でないとき職工が防禦器を取外して原通りしない爲災害を起す虞がある。

◇單獨排置と部分排置

機械に危険な所が數ヶ所あるものは全部を被包するよりも寧ろ、各々危険な場所別に防禦器を當てるが宜い、その方が修繕や調節の時に必要な部分丈けを取外すと事が済むから便利である。若し全部を被包しておくと、職工を此中に入れるか又は全部を取外さればならぬ、さうすると危険な個所を全部露出することになる。堅牢と云ふことも亦防禦器に必要なことである。で取

扱の爲破損したり傷害を起したりせぬやうにして置かねばならぬ。

◇防禦器用材料

防禦器は木よりも鐵又鋼鐵で作ると堅牢であるから、費用は嵩んでも結局利益である。針金製防禦器は防禦器内の機械を見る必要のある物に用ひるものであつて、針金は十二番線以上で、綱目は一時平方以下即直徑一時平方以下でないといけない。鋼鐵製防禦器は十六番線より細くない物を用ひれば宜いが、大きな防禦器や堅牢を要する物には寧ろ十四番線がよい。鑄鐵は聯動機の防禦器としては優良なものである且つ費用も他の金屬で作るのと大差はない。木製防禦器は油が染み勝て且つ火災を生じ易い上に火災保險料も高くするので、其點から良い物と云へぬ、が金屬よりも酸性瓦斯に抵抗力が強いので特殊の作業には木の方が良いこともある。但し、木は厚さ八分板以上の物を使用せねばならぬ。

四 職工の注意義務

職工は非常の大きき事故に非常の少き事故たりする時間を、除外して残りの時間の平均値を算出しなければならぬ。

技師は、研究中に如上の如き原因は、仔細に書留めて置かねければならぬ。尤もそれは、單位時間が餘りに短いが爲に甚だ六ヶしいことである。

- 一 時折起る遅延
- 二 観測者の誤謬
- 三 要素實行中に起る變化、但し此變化は繰返す可からざるもの

平均値を測定するに當つては、變態時間を使用してはならぬ。變態時間値を決定する爲に規則を設けることは不可能である、次表は之を示す

(a)	(b)	(c)
0.08	0.49	0.08
0.10	0.40	0.10
0.00	0.45	0.00
0.08	0.50	0.08
0.12	0.52	0.12
0.07	0.58 *	0.11
0.09	0.56	0.07
0.09	0.50	0.09
0.14 *	0.50	0.14 *
0.11	0.52	0.11
0.10	0.52	0.10
0.09	0.55	0.10
0.07	0.51	0.07
0.12	0.60 *	0.12
0.11	0.49	0.11
0.09	0.51	0.09
0.08	0.49	0.08
0.10	0.50	0.10
0.15 *	0.56	0.15 *
1.68	8.26	1.68
0.094	0.486	0.094

(a)	(b)
0.23	0.49
0.11	0.40
0.10	0.45
0.10	0.50
0.12	0.52
0.14	0.58 *
0.12	0.56
0.13	0.50
0.13	0.50
0.27 *	0.52 *
0.12	0.52
0.09	0.55
0.47 *	0.51
0.09	0.60 *
0.11	0.49
0.13	0.51
0.12	0.49
0.12	0.50
0.11	0.50
0.09	0.56
1.93	8.26
0.11	0.486

(無駄話)

平均

▲作業標準時間測定

◇標準時間の要素 一作業完了の標準時間、其作業を構成する各要素の時間合計に、必要な遅延時間を加算し且つ喫茶するが如き生活上必要な時間、並に疲勞に起因する遅延時間も加へた總計である。

標準時間の、本體は、概して、各要素時間合計から成立つて居るが、一要素の標準時間を測定するに於ては、技師の経験と判断に俟たなければならぬ。之は平均を取るのでもなければ、單位時間を指して云ふのでもなく、又中庸時間を以て常てるものでもない。記録してある通りの要素各個の時間を周到の注意を以て計算し且つ之が分析し作業に影響を及ぼすやうな分子も十分に考量し、殊に職工技能の優劣にも注意を拂ひ之をも參酌して初めて得られるのである。

◇平均時間 能率技師が取扱ふ時間値は、各要素をあるに必要な平均時間であつて、實際要した平均時間とは違ふのである。此時間を測定する爲には、凡ての變態値

此表は標準時間を繰返すこと、換言すると、留御しすること此三要素から成立つて居る作業である。第一要素の記號は(a)、第二要素のは(b)、第三のは(c)であつた。此表に列擧した時間は、實際の時間研究表から轉載したのである。星印をつけたのが變態時間値である。是等變態時間値は合計の内へ加へてはならない、從て、最終に平均値を算出する時に、法は十七にしたのである。

△ミュンスタアベル法

心理試験を應用した犯人訊問の方法

犯罪人を訊問する方法に、一種のメンタルテストを應用したのとして興味のあるものに、ミュンスタアベル法といふのがある。これは「語の連想」であつて、即ち、空は青い、砂糖は白い、と云つたやうな、ある言葉を聞いた際に、人が半ば不用意に考へる連想の力を利用したものである。是れ米國のペンシルヴェニアで、コフ

ンと呼ぶ若夫婦の、赤ん坊を盗んだ犯人がある。これは米國では何でもない「キツトナツヒンケ」で、犯人はその子供と金とを交換しようとするのである。コフリンは決して金満家ではなかつたが、如何にも可愛い、我子の事であるから。金も興へたし新聞の廣告に應じて方々へ行つたりしたが、どうしても赤坊は見つからなかつた。

イタリヤ種のパスカルと云ふ者であるが、どうして訊問しても自分は知らぬといふ。全然知らぬといふなら考へやうもあるが、パスカルは關係のある事は自白したが、自分は単に共犯人であつて、子供の行方も何もかも知つてゐるのは、ゲョウと呼ぶ男と彼等をしてコフリンの赤ん坊を盗ませた一人の貴婦人だと云ひ張る。警察のグロステクザミネ、シヨンも、コフリン夫人の涙も更に無効であつて、パスカルは只、いつも言を左右にするばかりであつた。そこで思はず警察の長官アダムス氏はミュンスタアベルケによつて、先づ普通の言葉を五十程選び出した。そしてパスカルの部屋に呼び

込んで、机をへだて、座つた。パスカルの後には一人の巡査が、ストツプウオツチを持つて座つてゐたが、パスカルはこれを知り由もない。アダムス氏はパスカルに向つて、これから色々なことを云ふから、お前がそれを聞いて、先づ心に浮ぶ語をすぐ云つて見る、と説明した。

パスカルは無教育ではあるが、非常に敏感な、迅速に働く頭を持つてゐる男であつた。彼が今迄、巧に返答をこまかして、警察をだまかしてゐたのも、要するにこの敏感さによるのである。この時も實にすばしい返事をしたと云ふ。

ストツプウオツチ

アダム氏が「空」と云ふとパスカルは「青」と答へる。「往來」と云ふと「ヘヴメント」と云ふ。かう反響のやうに早く返事をする後では巡査がアダム氏の質問があつてからパスカルが返事をする迄の間を、ストツプウオツチではかつてゐる。たいていの人間は、ある一定の時間を要する。これをミュンスタアベルケの「正規時間」と呼ぶ。パスカルも、二十回ばかり返事をしてゐる内

作用がもつと有効な理由ではないかといふのが私の考である。

自殺の社會的動因

秋 田 雨 雀

一體自殺といふことは「宇宙意志」に對する「個人意志」の反逆とされてゐる。人類が宇宙意志即ち自然力に支配されてゐながら自らの生活をなつといふところに、何か特別な後天的理由が存在するのではなからうか、吾々は自殺の善悪を批判する前に、先づ何故に自殺と云ふやうな行爲が行はれるかといふことを考へて見なければならぬ。

自殺を是認するもの、中に、二つの種類がある。一つは意識的に人間の生活を無意味とし、自己の絶滅をよるこぶものである。他のものは偶然的出来事から、自己の生活の希望を失ひ自殺するに至るものである。前のものは哲學的であつて、後のものは現實的である。私達は自殺論者でもない。又自殺をよるこんで是認するものでもない。然し自殺論者及び自殺者の心理状態にはか

に、彼自身のノーマルタイプを確立したのである。突如アダム氏は「犯罪！」と叫んだ。パスカルはノーマルタイプの三倍を費して、「泥棒」と罵じたのである。これではパスカルは、何か他の事が無意識的に頭に浮んだのを、これを云つてはならぬと思つて、意識的に泥棒を犯罪と結びつけた事が分る。かくの如くにしてパスカルは「梯子」「外套」「箱等の言葉に對しては、ノーマルタイプ以上の時間を費して、何か返事をしたのである。面白いことには「穴」なる言葉で非常にひつつかつた。これは後で判明したが、死んだコフリンの赤ん坊をか、へて、寒てに行く途中パスカルは穴のやうな所を通りぬけたのであつた。

これでもつてパスカルがコフリンの赤ん坊を盗んだことに直接の關係があつた事が警察の方には明になつたのである。もつともこれは、單に理論として、やがてパスカルは自ら罪にせめられて自白したのである。

從來自殺といふことは、個人意志が宇宙意志に反對してよるこんで自滅するやうに譯されて來てゐるが、本當に種類に自殺の哲學、自殺者の境遇を觀察すれば、自殺は決して個人が宇宙意志に反抗して行はれるものとのみ解釋さるべきものではない。人間が逆つてゐる社會生活の不合理が、その哲學を生み、又個人を殺してゐる場合が多いと思はれる。殊に近代の社會のやうに悪い組織が益々發達してゐる時代には、自殺は認者、或ひは偶然的自殺者の多く現れることは、寧ろ當然な事だと云はればならぬ。

うめばしの效用

榮養研究所長 佐伯 短

梅干は清涼劑の效をする。渴を止め食欲を進める。又熱のある時には酸類は特有な新陳代謝を抑制する作用が有利に役立つ。吾國で朝食前や病中に梅干の賞用せられるは誠にその道理を得たものである。

しかし梅干はカロリー原としては、殆んど價値のないものである。これを唯一の副食物として米飯に取り合せた俗にいふ「日の丸辨當」は、決してよい辨當ではない。又握り飯を作るならば、内へ梅干を包むと同時に必ず外を大豆粉殊に煮干粉入り的大豆粉を以て包むことを忘れてはならない。

梅干はビタミンを含んでゐない。煮て用ゐてもよい。唾液の分泌を進めると同様に胃液の分泌をも進めると見える胃酸過多症を患へる人には薬物である梅干は酸に對する抵抗の弱いこれら菌を殺す力があるといはれてゐるが多少その力があるにしてもそれよりはこれが食用に因る胃液分泌促進の





地震と噴火の話

大森 房吉

◇火山毛

日本の噴火の關係でも、昔天から毛が降るとか云ふことがありますが、是は火山毛と云ふので、詰り燐岩は瓦斯のやうなものでありますから、噴火します時に燐岩を吹き飛ばします、其時に伸びまして馬の尻尾のやうになりますと風で持つて行きます。天明三年邊りの大噴火の時に江戸には五寸ばかりの毛のやうなものが落ちたまふことでもあります。現に布哇の火山はちつとも爆發的性質を有つて居りませぬので、直径が千四百尺位の大きな穴でございませぬが、其處に一杯燐けた燐岩が溜つて居りまして、内で流動して噴出することがあります、其度に燐岩が延びて毛に

なりました、それを固めて取つて置きますと西洋人の女の髪の毛位までの長さがあります、それ等は火山毛と申しまして、今日の日本の火山は固つて仕舞つて、火山毛を掃へる迄に至りませぬ。

或は血の雨が降るなど云ふことがございます。是は噴火の時に色々な灰を噴上げます、或は何か埃りなどを高い所迄揚げますと、さう云ふものに赤い色が附いて、赤の雨が降つたと云ふことを申すので、さう云ふことは不思議な現象ではなく、普通にある話であります。

日本には火山も澤山あります、地震も澤山ありまして、昔から火山で騒いだことも度々あります。日本で一番有名

か山は九州の阿蘇山と思ひますが、是は日本の歴史に記事の現はれて居りますのは延暦年間でありまして、支那の隋史に阿蘇山の事が書いてあります。それは聖徳太子の頃であります、日本に阿蘇山と云ふ山がある、故なく火天に接し、土俗以て奇となし、仍つて祈を爲すと云ふことがあります。阿蘇と云ふ山は支那にも分つた山と見えます、これが日本歴史に始めて阿蘇山と云ふことが出たのは、隋から二百年間の後になりました延暦年間のやうであります。數百年間噴火しませぬで、噴火山と云ふことは人が知らなかつたのだらうと思ひます。神池と云ひ大雨が降つても嘗つて其池の水は涸えはしないと居ります。阿蘇山が噴火になりますと云ふことを文化頃に異状があることを神主から申上げまして、朝廷からは神が怒を發せられた譯である云ふので其神主の位を從四位下迄昇せられました、段々位が上つて遂に正二位迄に進められたのであります。不思議な事がありますと神主から申上げて、朝廷から官位を昇せらるゝことが往々ございます。けれども文化の時は局部に限つて居つて、さう方法居を變へたまふ風な

どはありませぬ。近年では安政年間は大變地震がありました時で、安政の地震と云ふと、記憶する人も、出會つた人もありませうが、安政の大地震と皆が言ひますが、是は方々に地震があつたのであります、手始めに嘉永六年に小田原箱根の地震がありまして、其次が安政元年となりまして六月に畿内地方、伊勢、伊賀等の地方、同年の十一月四日に東海道の大地震大海嘯、翌五日に南海道、四國紀伊まで餘程大きな地震がありました、高知などは大變であつて、地震で火事があり、それに海嘯が來ると云ふ譯でありました。

◇週期的に來る地震の活動

地震と云ふものは詰りさう云ふもので、或時期になりまして續いて大地震が起ります、又何年か經ちまして方々で復活動する、明治四十二年頃から大正三年頃随分ひどく活動しましたが、それは済みましたが、丁度百四十年前に安永天明の頃、淺間山、櫻島、伊豆の方で非常な噴火をしました、それと安政の大地震は丁度其時期でありまして、それから弘化四年にもありましたが、安政の頃は随分大變で

ありまして、東京にあり、其次は南海にあり、一日置いて瀬戸内海に地震がありました是は大變だと思つた。いらうと思ひますが、其時に和蘭の使節が長崎から江戸に着く筈でありました、所が幕府では方々の城などの壞れて居る所を外國人に見せるのはいやだ云ふので、和蘭の使節が来るのを差止めたやうなことがあります、其當時は黒船三申すミ恐いものであつたが、所謂内憂外患の時でありました、安政元年の地震に付いては土佐はひどかつたのでありますが、其時に土佐の山内家から告示が出て居ります、斯う云ふ國事多難の時に於て地震があると云ふのは天の警めを心得るから倍々發奮しなければならぬと云ふ達が土佐の山の内家から出て居ります。詰り地震があつた爲めに尙ほ人々に刺戟を與へられる。さう云ふことに屈せず氣を落さぬやうにと云ふ例と思ひますが、さうでない例もあり、支那や日本では地震があるとか何とか云ふと國家の大事變の前兆であるとしたのであります、丁度其時に地震がありましたので、其爲めに城を取られたと云ふことがあります、それ等とは違つて天災があつてもそれには屈しな

いと云ふ日本人には意氣があつたと考へて居ります、地震や噴火のことから見ますと、日本人は頼もしいと思ひます點が著しく感じられます。

◇日本式建築は地震に強い

地震の時にさうやたらに家が潰れるものでないと云ふことを御話しました、日本などでは大地震がありましたも家が潰れたり死傷は少いのであります、伊太利などの地震に對しては家の造り方や建築材料が悪いのであります、臺灣の土人の家は土角と云つて、泥を天日で固めて乾してある、さう云ふものは小さい地震があつてもグシャ／＼崩れて仕舞ひます、建築材料が悪いと云ふのは引伸しが出来なぬもの、さう云ふもので造りますと、壁は幾ら厚くてもまるで地震に抵抗する力がない、其結果明治四十一年のメツシーナの地震の時の如き、十二萬人からの人が死にましたそれは死にます筈で、往來が兩側の家が崩れ落ちて埋つたので、逃げました所が外に出ても助かりやうがない、さう云ふことは日本にはない、どんな大地震があつても萬人以上死ぬと云ふことは日本にはないだらうと思ひます、

安政の江戸の大地震の時に十萬人死んだとか、二十萬人死んだとか、中に十何萬何千何百人死んだと云ふことが書いてあります、それは間違ひで、江戸の市街の方では約三千五百人はかりしか死んで居りませぬ、中にも日本橋、京橋は少い、多いのは小川町から神保町邊りと、本所、深川下谷、吉原、丸の内丈けであります、同じ程度の地震としまして、伊太利の地震と日本の地震と比べて見ますと、地震の強さは同じでも日本では損害が少なうございませぬ、名古屋の人口は十六萬人、メツシーナも郊外を合せて十六萬人概略同じであります、地震は名古屋の方が少し強かつた、然るにメツシーナでは七萬人死んで居りますが、名古屋では百九十人丈けしか死んで居りませぬ、それはメツシーナは建築材料が悪く建築の設計が悪いからであります、濃尾の地震は名古屋は餘程強かつたが其時分名古屋の人家は百分の三しか潰れて居りませぬ、名古屋位の大地震にしてそんなものであります、土地の硬い所は震動が少く、地盤の軟い所は震動が多いから、一番理立の所が震動が強ふ

動いたでありませぬ、名古屋の地震と是と比べますと更に四倍も強かつたが、其地震でさへ百分の三しか潰れなかつた。

震動の大きさと強さと云ふものは別でありまして、大きく動いて静であれば弱い、小さくても急であれば強い、故に大きさは比較になりませぬ、唯震動の強さに比較した丈けであります、それでありませぬ、唯震動の強さに比較した丈潰れる譯でありませぬ、それと反對に濃尾の探炭地で根尾谷と云ふやうな極端な弱い所でも人家が潰れぬのがあります、又家が潰れてもやたらに人が怪我をしたり死なぬい割合を見ますと、十一軒丸潰れがありまして其中から一人死んだと云ふことになりませぬ、尤も市街地でありますと火事があつたり何かして、もう少し割合は多くなりませぬ、濃尾の地震に骨を折つたりして怪我をした者は五十人しかありませぬ、詰り日本の家屋は大部分が軽く、地震には割合に強いと云ふことが分ります。

ございませぬ、昨年四月二十六日の地震は地の動きは四五寸

そこで建築物の論がありますが、一番悪いのは先刻申し

た臺灣の土角の家は非常に弱いが、普通一番弱いのは石の家でございます、或は石の倉庫と云ふものは煉瓦の構造に比べますと相當弱い、煉瓦の下には泥を附けますから丈夫な家が出来ますが、石ではそれが取れます、泥を積んでも

さう行きませぬから、普通の石造家は煉瓦に比べますと相當弱いものであります、但し鹿兒島の刑務所の監房それは平屋で、石と石との間に土を塗つてありましたが、それは大丈夫で、時に強い地震がありましても少しも變化はありませんでした、私の鹿兒島に行つた時に、其當時の典獄の方が居られました、其家が危険があるかないかを見に行きました、大丈夫と答へて置きました、それから煉瓦の家だと一概に弱いやうに考へますけれども、平家又は二階家でありまして仕事で丁寧で、良いセメントを使つたものならば丈夫でございます、濃尾の地震の時に名古屋の師團司令部が幾らか龜裂が入つて損害を受けて居りましたが、大した損害ではなかつた、先づ安政二年の江戸の地震とか濃尾の地震位の大地震ならば、平家が二階建の良く出来て居る煉瓦ならば、大した損害はないと思ひます、家の内の

切隅の邊が落ちることはありませうけれども、大變化を受けることはないと思ひます、仕事がござい出来て居ればそれは話になりませぬ、又煉瓦と云つても相當の大地震にも耐ふるものもある。

又大きい構造物になりますと、近頃のやうに鐵骨構造と鐵筋コンクリート、鐵筋煉瓦とは構造が少し違ひます、鐵骨構造と云ふのは海上ビルディング、丸ノ内ビルディングなどでありますが、是は鐵骨で骨組を拵へまして其間に煉瓦、コンクリート或は瓦を詰めたものであります、それでありますから鐵骨の構造が十分強くありませぬと隨分震動します、煉瓦の壁などは力を持つて居りませぬ、雨風を防ぐ丈けであります、之を張壁と申しまして、全然構造上の力を持つて居りませぬ、それで鐵骨が堅固になつて居りませぬではないです、其結果龜裂が入ります、例へば大正十一年四月二十六日の地震は東西に揺れました、さうすると丸の内のビルディングなどは北の壁面或は南の壁面は東西に揺れた其結果十文字に龜裂が入つた、但し此場合

し、さう云ふものが折れると根元で折れる譯であります、煉瓦の煙突などは違ひますが是などは上の三分の一位の所で折れます、建物とか壁とか橋梁とか云ふものは前後振動で動いて居る、其動く時分に斯う云ふ振動を受けて居る、煉瓦の煙突になりますと三丈位に動いて居る、斯う云ふ建物になりますと根元が弱くて折れることも、斜に龜裂が入るけれども、矢張り根元でなく、一番下の一階目ははしばが丈夫に出来て居ります、又基礎工事との關係上丈夫になつて居りますから、二階と三階は幾らか損害を受けるが、上は左程損害がない、斯う云ふやうに龜裂が入りましても、其爲めに鐵骨が折れるとか、建物全體が半潰れ丸潰れになると云ふことはない、即ち地震が強くあれば龜裂が入る、或は間仕切に龜裂が入ることがあります、だから大きい鐵骨建築の家は上の方に居ても安全だと思ひます、丸の内ビルディングは三菱が保強工事を取りまして餘程丈夫なものになります、どの位丈夫になつたかと云ふことは建物を自動計で測りました段々早くなれば宜い、その地震の當時は一秒位でありましたが、出来上りました時は〇・六秒位にな

りまして、余程締つたことが能く分ります、壁は龜裂が入ることがあるが、全體が半潰になるとか、大損害を受くることはない、鐵骨構造に比べますと、鐵筋コンクリートの方が理窟が良い筈であります、それは鐵筋とコンクリートが土臺になつて全體が輕うございませぬから、建物全體が丈夫になる譯です、震動の具合で違つたものは宜くない、一つに組合したものである、それだから壁は割合に輕くて丈夫なものが出来る、地震に對しては理論的に宜い、其點は煉瓦よりも宜いと思ひます、唯鐵筋コンクリートは壁が薄うございませぬから、仕事が疎でありましたり或は悪い材料を使つたりしますと、地震がなくても家が壞れることがありますから、良い建築材料を使ひ、仕事を嚴密に整理すると云ふことは絶対に必要な條件であります、それから木造はどうかと云ふと、水平動の爲めに震動を受ける、大地震になりますと上下動はひどくありませぬ、水平動が激しいのであります、上下動はありましても日本

の木造が潰れる筈はないと思ひます、水平動が恐い譯であります、併し家が二十度傾いても倒れなかつたのがありま

す、地震の際には随分揺れますが、遂に柱が折れる。家根の下或は二階の下が折れる、そこはぬきなどを通して柱が弱つて居るから其處から折れる、柱が潰れれば家根が落ちるとんな大地震でも全體を引くり返すと云ふ譯には行かない、安政の江戸の地震の時も藤田東湖と云ふ人が死にました、自分は一旦逃げ出して、母親を助けに這入つた時に潰れましたので、それで柱さへ折れなければ潰れることはない。それは例へば御寺の山門とか五重塔、あれは土臺石の上に置いてあるだけでありますが、あれで全體が倒れることはない、それで全體が引つくり返るには地の震動が一丈もなければならぬが、さう云ふ地震はない、尤も濃尾の地震の時に震源地であつた一の平と云ふ所は斷層を生じまして、喰違ひを生じました、それは永久的の地震の結果で破壊的作用を持つて居る震動があつた譯ではない。結局如何に大きな地震でも五重塔などを倒す丈のものはない、柱が折れるとか、土臺が崩れると云ふことがなければ引くり返ることはない、天守や櫓でも全體に引くり返る譯はない、然るに日本の普通の建築は、御寺の山門になると土臺

石に木材が載つて居る、平素は土臺と石との摩擦で持つて居る譯、所が摩擦よりも地震の水平破壊力が強くなりまして、地が動く建物には後に置いて行かれることになり、事実上日本風の建築で、礎石の上に構造が載つて居ると云ふ場合は強い地震ならばひどい地の破壊力を遮断することに出来る、地は動いても破壊力が建物に傳はらないことになる。だから礎石から外れて一尺も三尺もづつて居ても倒れないことがある、さう云ふ譯で柱が折れさへしなければ大丈夫、濃尾の地震に於きまして三尺も礎石から離れて居りましたが立つて居つた、木造家屋であれば柱の折れないやうにすれば耐震的目的を達するそれには丈夫な柱を使ふとか、或は柱と貫との穴を結び適當なものを作る、又一方には筋違を使ひますれば位置が歪になりませぬ。唯地盤の善い所と悪い所は損害の程度が違ふ、是は著しいことであります。高臺は概して善いのであります、けれども駿河臺の御茶の水を含んだやうな崖は崩れます、それを止めるには日本の城の石垣のやうに安定の形にして震動をなくする譯であります。

◇地震を豫知する方法ありや

地震は前以て分らぬか云ふと、是は中々分りませぬ。

天氣豫報は出来ませんが、地震はさう行きませぬ、けれども私共の調では大地震と云ふものはさう勝手に起るものではない、即ち地震の脈と云ふものがあり、其別々な所から起るので、少くも同じ所では繰り返さぬ云ふことが分る、どう云ふ所から起るか云ふと、地震の脈の中で歴史あつて済んだ場所、今度はどの脈であらうか、どの位強いであらうか、土木工事、建築工事をして置くには爰は大丈夫かと云ふ風な調べ方をして居ります。唯何年何月何日頃に地震があると云ふことは簡單に分りませぬが、よく人が考へますやうに天氣の工合で地震が起りはしないか、或は雄子が鳴くから地震はありはしないかと言ひますが、天氣の變化、雨や雪が澤山降つたとか云ふこと、或は氣壓の變化と云ふものは地震の原因になりませぬけれども、地の中に故障があつて變動を起さうとして居る。愈々大地震を起さうと云ふことになつて居れば、天氣のやうな外部から來るのも副原因にはなるだらうと思ふ。けれども俗に謂ふ蒸し暑

いから地震があると云ふやうなことはない、空氣の氣温が暑くて蒸し暑いのは暴風の起る前であり、さう云ふ時に地震があるとは限りませぬ、それから大きな地震と小さい地震とは違ひます。大きな地震の起る年と小さい地震の起る年とは反對になります、是は年の分布があります、又東京附近、名古屋と云ふ所から起る地震は海中から起る地震とは違ふ、所謂日本晴れ、天氣快晴の時に主にあるやうでございます、寶永四年の十一月の地震は九州から東海道までの大地震ですが、よい天氣でありました、冬でありましたと風がなく暖かい、所謂日本晴れと云ふやうな時にあつて、風が吹き殊に暴風雨の時などは地震がないと云つてよい、それから雄子が鳴くと云ふやうなことは、動物は何かに恐れて鳴いたり、又鳴いて居るのが鳴き止む、強い雨天になりますと鶏も鳴く、犬も鳴く、雄子は全く感じが強いやうであります、夜十二時か一時二時頃自分が仕事をし居つて震動を感じない場合に雄が鳴きますから、自動機の記録を見ますと、其場合に小さい地震があつたと云ふこともあり、即ち私などの注意して居る時よりも更に雄

地震と噴火の語

は感じが強いと思はれます。又私共は先に感じて雄が後で鳴くことがあります。夫れは雄は始終空を飛ぶ雀さか鳥と違ひまして始終地の下に居りますから、地の事に就ては感じが強いのだらうと思ふ。

要するに地震を前知すると云ふ問題が將來も出来るか出来ないか分りませぬが、何月幾日に地震があると云ふとは調べが進んでも分るまいと思ひます。それよりも地震があるかないかと知つて、それに對して相當の家を建てることが必要であると思ふ、地震に對して其習慣を調べ將來はどうしやうかと云ふことを調べて居ります。

大變長くなりまして、ほんの雑話に過ぎませぬが大體の御話は、地震でも噴火でもさう騒ぐには及ばぬ。殊に大地震であつてもさう家が潰れるものでない、唯僅かな注意をすればそれを避けることが出来るので、安政二年の地震のやうに江戸の真下から起つたやうな地震は滅多にないのであります、それではどういふ程度の地震があるかと云ふ

と、明治二十七年の地震は東京の附近から起りましたが、昨年の地震の地位は、歴來が澤山折れるとか云ふ位

のことはあるかも知れませぬ、それだから家を建てることも無暗に丈夫にする必要はない、どの位な地震があるだらうといふことを歴史上から考へて、それに耐へるやうにすれば宜い、もう一つは房總の海から起りますと大分ひどい地震であるから、それは一寸恐いだらうと思ふ、一方印度、緬甸、臺灣、琉球の方の活動は明治三十四五年以來減りました、其代り南西の方が大分活動して居ります。將來は東北の活動は止んで、南西の方の活動が増して、南海道、東海道の海底から地震が起るやうになれば、それが安政のやうな地震になるかも知れぬ、今度噴火の熾な時機が濟んだので五六十年位過ぎると安政位の地震があるかも知れませぬが、さう云ふ地震があつた所が今度は東京に近い所ではないと思ひます。私の云ふことは餘り當てになりませぬが、どう云ふ風だと云へば、自分は斯うだと信ずると云ふだけを御話したのであります。(完)

大正十二年六月中入出監並月末在監人員 (△は減)

受刑者	越員		入監		出監		現員		前月末日		前年同月		前月比較		前年比較	
	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減
刑事被告人	二、七〇七	二、五八八	二、四七一	二、九八三	二、九八三	二、五九	二、五九	二、五九	二、五九	二、五九	二、五九	二、五九	△	△	△	△
勞務揚留置者	二、一	一、八二	一、八二	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	△	△	△	△
乳兒	一、五	三	五	一、三	一、三	二、四	二、四	二、四	二、四	二、四	二、四	二、四	△	△	△	△
男	四、二、六四	五、三三七	五、四六六	四、二、三五	四、二、六四	四、四、二七	四、四、二七	四、四、二七	四、四、二七	四、四、二七	四、四、二七	四、四、二七	△	△	△	△
女	一、三三四	二、六八	二、八三	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	△	△	△	△
計	四、三、九八	五、五五五	五、七六六	四、三、九八	四、三、九八	四、三、九八	四、三、九八	四、三、九八	四、三、九八	四、三、九八	四、三、九八	四、三、九八	△	△	△	△

行刑統計

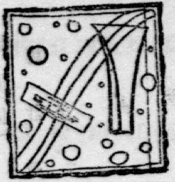
備 大正 考 一 刑 事 被 告 人 男 三 〇 人、 露 人 受 刑 者 男 二 人、 伊 人 受 刑 者 男 一 人、 葡 人 受 刑 者 男 一 人、 內 朝 鮮 人 受 刑 者 男 二 七 八 人 女 四 人、 刑 事 被 告 人 男 三 一 人、 支 人 受 刑 者 男 四 九 人

人あり、

大正十二年六月中在監者人員表

刑罰統計	受刑者		刑事被告人		勞務場留置者		乳兒		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
京都	九七九	一七二	二〇六	五二	四	三	一	一	一,〇七八	二九一,〇七
大阪	二,二五七	四二二	二九六	五〇	一三	四	一	一	二,五五九	九二,三五五
神戶	一,五〇三	四一七	二〇〇	二八	七	一	一	一	一,九二〇	五二,六六一
奈良	六七三	一七	一〇	一	一	一	一	一	六九〇	一六二
滋賀	四二二	七	九	一	一	一	一	一	四三〇	七
和歌山	六二二	一	一	一	一	一	一	一	六二四	四六
德島	四六五	一	一	一	一	一	一	一	四七二	四九
高松	五九〇	一	一	一	一	一	一	一	五九二	二
高知	四六一	一	一	一	一	一	一	一	四六八	四七
名古屋	一,五〇八	三二	一五	一	二	一	一	一	一,五七二	三二,六六二
三重	五五五	五	三	一	一	一	一	一	五六八	五
岐阜	五五三	一	九	一	一	一	一	一	五五五	一
福井	二〇六	一	三	一	一	一	一	一	二一〇	一
富山	二九三	一	三	一	一	一	一	一	二九八	一
廣島	一,〇二五	一	三	一	一	一	一	一	一,〇三〇	一
山口	六八四	一	八	一	一	一	一	一	六九三	一
岡山	九六	一	三	一	一	一	一	一	一〇〇	一
行刑統計	九六	一	三	一	一	一	一	一	一〇〇	一

刑罰統計	受刑者		刑事被告人		勞務場留置者		乳兒		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
京都	九七九	一七二	二〇六	五二	四	三	一	一	一,〇七八	二九一,〇七
大阪	二,二五七	四二二	二九六	五〇	一三	四	一	一	二,五五九	九二,三五五
神戶	一,五〇三	四一七	二〇〇	二八	七	一	一	一	一,九二〇	五二,六六一
奈良	六七三	一七	一〇	一	一	一	一	一	六九〇	一六二
滋賀	四二二	七	九	一	一	一	一	一	四三〇	七
和歌山	六二二	一	一	一	一	一	一	一	六二四	四六
德島	四六五	一	一	一	一	一	一	一	四七二	四九
高松	五九〇	一	一	一	一	一	一	一	五九二	二
高知	四六一	一	一	一	一	一	一	一	四六八	四七
名古屋	一,五〇八	三二	一五	一	二	一	一	一	一,五七二	三二,六六二
三重	五五五	五	三	一	一	一	一	一	五六八	五
岐阜	五五三	一	九	一	一	一	一	一	五五五	一
福井	二〇六	一	三	一	一	一	一	一	二一〇	一
富山	二九三	一	三	一	一	一	一	一	二九八	一
廣島	一,〇二五	一	三	一	一	一	一	一	一,〇三〇	一
山口	六八四	一	八	一	一	一	一	一	六九三	一
岡山	九六	一	三	一	一	一	一	一	一〇〇	一
行刑統計	九六	一	三	一	一	一	一	一	一〇〇	一



叙任

給六級俸	看守長	中田	主税(小菅)	給月六十七圓	同	黒木	麟鹿(同)	給月六十四圓	同	林	關松(同)
給月六十三圓	同	長谷	文一(同)	給月六十七圓	同	榎本	高義(浦和)	給月五十七圓	同	妹尾	孝太郎(同)
給七級俸	同	渡邊	理一(市谷)	給月六十三圓	同	梶岡	機次郎(水戸)	給月七十圓	同	濱本	馬藏(鳥取)
給七級俸	同	川島	爲與吉(同)	給月六十七圓	同	大島	市三郎(同)	給月七十圓	同	吉田	萬吉(同)
給月六十三圓	同	石川	猪太郎(同)	給月六十七圓	同	小澤	傳藏(宇都宮)	給月六十七圓	同	前田	寛一(同)
給月六十圓	同	吉岡	利兵衛(同)	給月六十七圓	同	井上	吉次郎(前橋)	給月六十圓	同	三原	金次(長崎)
給月六十圓	同	木下	弘(同)	給月六十七圓	同	永井	梅太郎(同)	給月六十圓	同	土橋	惣太郎(同)
給月六十三圓	同	大田	卯八(豊多摩)	給月六十七圓	同	堀池	猪太郎(同)	給月六十圓	同	牛馬	五郎(同)
給月六十圓	同	北野	竹太郎(同)	給月六十七圓	同	風間	權平(新潟)	給月六十七圓	同	福岡	常一(佐賀)
給月五十七圓	同	古屋	盛安(同)	給月六十七圓	同	富永	久一(同)	給月六十三圓	同	中濱	亥三郎(同)
給月七十圓	同	菊樂	夷(栗鴨)	給月六十七圓	同	森口	藤松(和歌山)	給月六十圓	同	船津	敏(同)
給七級俸	同	鈴木	長次郎(同)	給月六十七圓	同	批把	掃喜一(名古屋)	給八級俸	同	中野	久三(同)
給月六十三圓	同	鈴木	亦吉(同)	給月六十七圓	同	榎本	連雄(同)	給月七十圓	同	藤吉	龜次郎(三池)
給月六十三圓	同	玉木	泰作(同)	給七級俸	同	井上	金作(同)	給月七十圓	同	福山	福太郎(同)
給月五十三圓	同	渡外	三郎(同)	給七級俸	同	北村	眞保(富山)	給月六十四圓	同	古賀	熊彦(同)
給月五十七圓	同	谷田	傳次郎(同)	給月六十圓	同	三輪	久則(富山)	給七級俸	同	榮田	彌三(同)
						宇津木	長(岡山)	給七級俸	同	北岡	重民(小倉)
						中尾	詢夫(岡山)	給月六十圓	同	長谷川	己吉(同)

給六級俸	柴田	土馬(熊本)	給月六十圓	同	見川	恒次(同)	給月六十七圓	同	瀧川	捨三郎(同)	
給八級俸	上島	善助(同)	給月五十七圓	同	田中	清一(同)	給月六十七圓	同	多治	比宗(同)	
給月七十圓	關	直衛(秋田)	給月六十圓	同	高橋	鐵四(福島)	給七級俸	同	柴田	雄治(同)	
給月六十七圓	根田	兼治(同)	給六級俸	同	米倉	忠治(京都)	給七級俸	同	宇野	文治郎(同)	
給月五十七圓	高谷	健雄(同)	給月七十圓	同	野崎	辰雄(同)	給月六十圓	同	山本	銚吉(同)	
給月五十七圓	高橋	龜治(同)	給七級俸	同	小澤	義親(同)	給月六十圓	同	葛原	勇一(同)	
給月六十七圓	伊藤	菊治(札幌)	給月五十七圓	同	外山	龜助(同)	給月七十圓	同	山本	勝(奈良)	
給七級俸	永井	梅吉(同)	給月五十七圓	同	掛松	松次郎(同)	給月七十圓	同	山東	登(同)	
給月五十三圓	安田	禮次郎(同)	給七級俸	同	金田	榮三郎(神戶)	給月六十七圓	同	中島	卯太郎(同)	
給月七十圓	谷口	丈太郎(函館)	給月六十七圓	同	多田	羅喜平(同)	給月六十三圓	同	坊垣	内音四郎(同)	
給月七十圓	吉田	儀之助(同)	給月六十三圓	同	中谷	源一(同)	給五級俸	同	大場	正雄(徳島)	
給月六十七圓	笹村	繁儀(同)	給月五十七圓	同	實定	昌太郎(同)	給七級俸	同	渡邊	瑛太(同)	
給七級俸	木村	元吉(同)	給八級俸	同	伊藤	嘉六(同)	給七級俸	同	高崎	又市(高松)	
給月六十三圓	加藤	惣吉(同)	給六級俸	同	田中	俊輔(福岡)	給月六十圓	同	南松	太郎(岡山)	
給七級俸	山根	信松(十勝)	給月七十圓	同	武藤	勝次(同)	給月七十圓	同	石井	又太郎(廣島)	
給月六十圓	三浦	惣次郎(同)	給月五十七圓	同	山本	八百藏(同)	給月六十三圓	同	岡本	藤一(同)	
給月六十圓	丹野	林之丞(同)	給月七十圓	同	健山	俊治(横濱)	給月六十三圓	同	山崎	壽馬(同)	
給月六十三圓	伊藤	勝重(名古屋)	給七級俸	同	高木	銀重(同)	給月六十圓	同	小田	倉一(同)	
給七級俸	青木	宣吉(静岡)	給七級俸	同	佐藤	彌市郎(同)	給八級俸	同	大西	小一(同)	
給七級俸	阿部	新市(同)	給月六十圓	同	山内	嘉市(同)	給八級俸	同	海野	久作(同)	
給月六十圓	渡邊	治三郎(同)	給月七十圓	同	印南	眞一(大阪)	給月七十圓	同	間山	喜代太郎(青森)	
給月六十三圓	島田	誠吾(同)	給月六十七圓	同	三宅	定男(同)	給七級俸	同	鈴木	文之助(同)	
給月六十三圓	同	常石	政次郎(甲府)	給月六十七圓	同	高梨	寛若(同)	給月五十三圓	同	及川	要(同)

給七級俸	同	小林 利吉(千葉)	給月七十圓	同	小島 耕一(同)	命金澤刑務所勤務	同	各口丈太郎(函館)
給七級俸	同	小館 房吉(同)	給月六十七圓	同	井上清次郎(同)	同	喜多 義一(十勝)	
給月六十七圓	同	仲地 清雄(沖繩)	給月六十圓	同	山根金一郎(同)	同		
給月六十三圓	同	徳田 安温(同)	給月七十圓	同	栗田 貫道(松山)	命函館刑務所勤務給六級俸		
給月六十七圓	同	北村 松造(同)	給月六十七圓	同	金子 與(同)	給月六十七圓	同	西野 十介(宮崎)
給七級俸	同	赤地馬之助(長野)	給七級俸	同	關谷源太郎(同)	給七級俸	同	下川 彌八(同)
給七級俸	同	渡邊 清次(同)	給五級俸	同	中田 達治(盛岡)	給月六十三圓	同	大曲 利八(同)
給月六十七圓	同	夏目善太郎(同)	給七級俸	同	岡部清四郎(同)	給月五十七圓	同	財津 善郎(同)
給七級俸	同	公文 勇(高知)	給月六十圓	同	藤井秀太郎(同)	給五級俸	同	佐々木忠之助(姫路)
給七級俸	同	岡本 幸次(同)	給七級俸	同	朝岡 晴光(山形)	朝鮮總督府典獄	同	則近喜代熊
給月六十三圓	同	長谷川清十郎(同)	給月六十圓	同	坂名末太郎(網走)	四級俸下賜	同	布村 茂隆
給月五十七圓	同	野並 勝治(同)	大阪區裁判所檢察事務	同	米重鐵次郎	朝鮮總督府典獄補	同	小山 鉦次
給六級俸	同	成瀬正太郎(同)	大阪刑務所事務	同	深澤 林作(甲府)	(各通)	同	
給月五十七圓	同	養輪市太郎(三重)	看守	同	宮城要次郎(山形)	同	同	不動藤太郎
給月五十七圓	同	永田亥之助(同)	看守長	同	立川 達文(小田原)	同	同	力武 竹一
給八級俸	同	木ノ村兵太郎(同)	命盛岡少年刑務所勤務給六級俸	同	看守	同	同	野村 光輝
給月六十圓	同	中川 定信(同)	看守	同	須田安太郎(金澤)	朝鮮總督府典獄	同	高梨 勇司
給月六十圓	同	鈴木 淺吉(岐阜)	任看守長命沖繩刑務所勤務給八級俸	同	命富山刑務所勤務	六級俸下賜	同	岡 友道
給月六十七圓	同	永井吉兵衛(同)	命富山刑務所勤務	同	同	(各通)	同	上野 傳
給月五十七圓	同	須田安太郎(金澤)	同	同	北村 久期(富山)	七級俸下賜	同	清原孝太郎
給七級俸	同	林 仁次郎(同)	同	同	同		同	村上 龜雄
給七級俸	同	内田 鹿一(山口)	同	同	同		同	
給月七十圓	同	宮喜 一郎(松江)	命金澤刑務所勤務	同	同		同	

勅令 通令 牒訓

司法部 行甲第一、〇一八號(大正十二年七月三日)

刑務所長宛

司法部行刑局長通牒

假出獄少年ニ關スル件通牒

少年ニシテ十八歳ヲ超エ尙ホ引續キ十八歳未滿者ニ準シ少年處遇ヲ爲スモノ、假出獄ニ關シテハ大正十一年司法省令第三十二號假出獄少年取締規則ニ據ルモノト解セラル、尙有之候へ共少年法ニ於テ少年ト稱スルハ十八歳ニ滿タサルモノト限定セラレ居ルヲ以テ假獄執行時十八歳ニ滿タサル者ニ付テハ少年法第六條ニ依リ假釋放期間假出獄少年取締規則ノ適用ヲ受クベキ義ニ有之候へ共十八歳ヲ超エタル者ニ就テハ尙引續キ少年處遇ヲ爲セル場合ト雖假出獄少年取締規則ノ適用ヲ受クルモノニ無之義ト思料セラルレ候條右ニ御了知相成度候

勅令・訓令・通牒

司法部行甲第一〇八七號(大正十二年七月十四日)

刑務所長宛

司法部行刑局長通牒

假出獄取消申報ニ關スル件依命通牒

假出獄處分取消申報ニ就テハ據テ速ニ申報スヘキ旨通牒アルニ拘ラス今尙刑確定後ニ至リ始メテ之ヲ爲サルルノ例ニ相成居候處假出獄ハ監獄法第六十七條及假出獄取締規則ノ規定ニ違反シタル行爲アルトキハ之ヲ取消シ得ベキモノニシテ必シモ刑ノ確定ヲ俟ツテ之カ取消處分ヲ爲スヘキモノニ非ザルノミナラス此レガ爲任々本人ヨリ徒ニ控訴上告ヲ爲シ期間ノ經過ニ因リ假出獄ノ取消ヲ免カレントスル者有之候間本人力期間中犯罪ヲ爲シ又ハ假出獄取締規則違反ノ事實アルトキハ刑ノ確定ヲ待ツコトナク假出獄取締規則違反ノ者トシテ直ニ左記事項ヲ具シ假出獄取消申報相成候様致度候

左記

- 一、住所氏名年齢
- 二、假出獄執行ノ刑務所及同年月日
- 三、假出獄期間満了ノ日

- 四、拘禁ノ有無及場所
- 五、假出獄中ノ犯罪又ハ假出獄取締規則違反ノ原因トナリタル事實
- 六、假出獄中ニ於ケル本人ノ行動或生活狀態
- 七、本人ニ對スル監督保護ノ方法及狀態
- 八、既ニ判決ノ言渡アリタルトキハ其ノ刑名刑期言渡年月日及同裁判所名
- 九、假出獄取消ニ對スル意見
- 十、其他參考トナルヘキ事項

司法部 行甲第一〇八七號(大正十二年七月十四日)

檢事 正 宛

司法部行刑局長通牒

假出獄取消申報ニ關スル件依命通牒
假出獄處分取消申報ニ就テハ明治四十二年一月民刑乙第一三號ヲ以テ民刑局長ヨリ速ニ申報スヘキ旨通牒アルニ拘ラズ今尙刑確定後ニ至リ始メテ之ヲ爲サルルノ例ニ相成候處(已下刑務所長宛ト同文)

司法部訓令第九號(大正十二年七月十七日)司法部大臣
保健助手ノ審査改正ノ件

勅令・訓令・通牒

保健助手タル看守部長ニ對シテハ其ノ左腕(肩)縫目ヨリ下ルコト約四寸ニ山形ノ地質縹紗地萌黄色幅八分横徑一寸六分ニシテ上下縁ニ幅一分ノ平織金線及中央ニ徑三分ノ眞鍮櫻花章ヲ附シタル臂章ヲ同女監取締部長ニ對シテハ其ノ左胸部(乳下)ニ地質縹紗地萌黄色幅七分中央ニ徑三分ノ眞鍮櫻花章ヲ附シタル襟形胸章ヲ附著セシム
徽章ハ正裝常裝及外套ニ附著ス

勅令第三百四十五號(大正十二年七月十日) 内閣總理大臣 司法大臣
看守服制中改正ノ件

看守服制圖例刀ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

短 刀	柄ハ黒革眞鍮線卷背所ヲ覆ヒタル金具ハ眞鍮長三寸乃至三寸五分同上
刀	眞鍮ハ磨鋭長一尺一乃至一尺二寸一箇ノ刀
同圖例刀帶ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ	鐵ヲ附ス中身ハ日本刀

短 刀 帶 鈔半長六寸五分餘ハ刀 同上

同圖例刀緒ノ項ヲ左ノ如ク改ム

刀緒及短刀緒 黒又ハ茶色半 同上

同圖例備考第二號ノ次ニ左ノ二號ヲ加フ
一 短刀ヲ佩用スヘキ者ハ司法大臣之ヲ定ム
一 勤務ノ性質ニ依リ必要ナル徽章又ハ特殊ノ帽ハ司法大臣之ヲ定ム
刀ノ圖ノ次ニ左ノ圖ヲ加フ (圖ハ略)

司法省訓令第十號(大正十二年八月一日) 司法大臣

大正十二年十月司法省訓令第七號行刑統計報告例及様式申第一表附表ノ次ニ第一表附表ノ二ヲ追加シ大正十二年八月ヨリ之ヲ施行ス但シ様式ハ別ニ之ヲ頒ツ

司法省行甲第一一七四號(大正十二年七月二十八日) 月二十八日
行刑局長 通牒 (司法省行刑局長通牒)

刑務所長宛

行刑日表作表上ニ關スル件通牒
行刑日表ハ行刑ノ觀察ヲ達カ可キ資料ニ候處往々其計數タル合計若ハ百分比等ニ於テ不正確ノコトアルヲミナラズ數字上一見推定シ得ベキ違算アルヲ斯ル場合ニ其都度之ヲ返戻シ補正ヲ求メ來レルモ尙ホ其跡ヲ絶ラ

ザルハ遺憾トスル所ニ有之候凡ソ諸表作製ニ於テ一度算數ノ基礎ヲ誤ルコトアラバ製表ノ價值ヲ失ヒ折角ノ努力ヲ徒勞ニ歸スルコトナルヲ以テ將來充分此點ニ留意シ豫算ナキナラシメテ度候
追テ衛生狀態表ニ付テハ本年八月分ヨリ左記ノ通出記相成候様致度候

- 一 診察人員ノ欄不投藥ノ項實人員ノ下ニ醫師ト保健助手トニ區別記入スルコト
- 例ハバ(實人員 人内譯 醫師 人)
- トスルガ如シ
- 二 備藥投與ノ欄實人員ノ下ニ同上
- 三 欄外備考ノ下ニ次ノ二項ヲ記載スルコト
- (イ) 一日平均收容人員數ヲ記入シ且男女ニ區別スルコト
- ラバ其數ヲ再掲スルコト
- 四 備考欄ヲ活用シ月報事項ニ關シ特ニ顯著ナル一時的現象ハ其理由ヲ簡明ニ附記スルコト

彙報

第十一回釋放者保護事業講習會

輔成會に於て

毎年釋放者保護事業實務家並亦に研究者の講習會を開くことになつてゐるが、本年も九月三日より一週間開設される事に決定し目下事務準備中である、

多摩少年院新築

昨年九月から工費十六萬餘圓で建築に着手した府下八王子市外の多摩少年院は愈々落成し去る七月十五日落成式を挙げた。當日は司法省よりは宮城保護課長岩村秘書課長を始め東京少年審判所審判官、保護司、浪速少年院長、栗杉社會教育課長、及少年院所在地郡長村長、名譽職員、附近小中学校長、其他八王子市の名望家、有力家等の知名百數十名參會した。利務協會よりは北

本願寺主催少年保護事業講習會

島理事、伊藤主事、近藤書記も列した。誠に盛會裡に舉行せられた。而して既に院長太田秀穂氏以下教官、醫官其他の役員もすつかり任命されてある。愈々不肖少年少女を收容教化する事となつた。收容兒童には夏は白の小倉冬は黒のセル、立襟バンドの洋服に海軍帽といふ簡易な服装で學科は小學校中學校程度のもので一日四時間内、實科は二時間を課する外室外で耕作花挿牛馬の飼養等をやらせる。收容室は漸次緩和的の設備となつてゐる。今後の發展を祝福する。

少年法の實施以來同法施行の趣旨を徹底し且つ少年保護事業の圓滑なる活動を助長するために司法當局は今までに種々策を講じてゐたが、その一つとして司法省宮城保護課長會長となり、新業直接の従事者及研究家を集めて少年保護協會を設立し研究實務宣傳の三目的の遂行に努力してゐるが、

資金等の關係上未だ花々しい活動はしてゐない。この傾向に鑑み本派本願寺は少年法が期待する保護處分の寺院委託の場合を考慮し且つ斯業に對する眞面目な援助を得るため主として末寺作職に對して斯業の一般知識を涵養せしむべく來八月廿日より廿九日まで十日間毎日午前四時開神田明治會館に於て少年保護事業講習會を開催する事になつた。何しろ最初の試みでもあり、今までかうした講習會を希望する人が多かつたため早くもこの計畫を開き傳へた宗教家教育家の有志より續々申込あり、正講習員三十名の外に、席の許り限りなるべく熱心な多くの人々殊に事業の關係上社會事業志望の婦人にも聽講せるさうだから可なりとの聽講生になるだらう。

- 矯正院法 司法省保護課長 宮城長五郎
- 矯正院 司法省參事官 岩村 通世
- 少年法 多摩少年院長 太田 秀穂

少年審判所 鈴木實一郎
 保護處分 同 山森 平成

審判前調査 少年保護司 保美 駒藏

感化院 國立感化院長 菊池 俊諦
 外國に於ける少年保護施設 法學博士 泉二 新熊

劣等知能者の心理及技能検査法 文部省編 青木誠四郎
 不良少年に就て 警視廳不 前田 誠孝
 夏少年係 夏少年係

少年保護協會例會

第二回例會—六月十一日
 第三回例會—七月九日

◇第二回例會

去六月十一日輔成會樓上にて第二回の例

會を開いたが、この日の議題は
 一 少年を託すべき適當なる者を選定活用
 すべき良法案如何

である、座長より提案者保美保護司の説
 明を求め、保美君は少年を委託すべき適當
 なる人物を豫め選定し人名表を作製して置
 き事務の進捗を計りたいのであるが、その
 選定を如何にすればいいかを御協議した
 のであると述べ、會員交々立つて意見を討
 したが結局會員各位の努力によつて知己
 友人を介して宣傳しその人を得ると、及官
 公省及有力な團體の力を俟つてその方面か
 ら人を得るとにすればよきはなからうか
 例へば本會員が努めて人々の間に往來しよ
 く宣傳に励むると共に自ら紹介されたる人
 と懇談して選定の目的を達すること、又今
 一つは方面委員とか在郷軍人團とか青年團
 とかが云ふ機關を通じてその共助により假委
 託及本委託をなすべき適當な人物を得るこ
 とにしよう。それには一般的にパンフレッ
 トを作つて宣傳する必要もあらうと云ふこ
 とになつた。
 尙その適當な委託者は職業訓練の勢をと

◇第三回例會

つて呉れる人を望みたいと云ふこと、假委
 託と本委託とは自ら區別があるのだから、
 従て委託の決定にも心しなければならぬ
 と云つたやうな意見も出た。

七月九日第三回例會を輔成會第一講堂に
 於て催す。開會に先ち宮城會長は本日大阪
 の某囑託保護司が東上された種々懇談の末
 本會の爲に少なからざる金額の寄附を申出
 られたとは本會事業の進展の上に慶賀すべ
 きことである。就ては早速ながら本會々規
 により岡氏を名譽會員に推挙したいこと、
 又同寄附金を以て本年度に於ける宣傳資金
 に充て、差當りパンフレットの印刷頒布を
 實行したいことを會員に計り萬場の賛成を
 得た。

これに關し濱田君より新聞記者と本事業
 との連絡狀況は如何を會長に質したので、
 宮城會長よりある記者などは自ら趣味を持
 て研究し自發的に記事掲載したのもあり
 又自分はインタビューされる毎に常によ
 く研つて了解と宣傳に励めてゐる。

家族保護問題の研究

東京府社會事業協會
 釋放者保護部々會にて

東京府社會事業協會の中には從來免因保

旨を答ふところあり。
 直に議事に入り議題

少年保護協會の分科的活動方法如何
 につき提案者保美君より立案の配布を受
 けたるものにつき協議した。それによれば
 本會に調査、(第一科第二科)連絡(第一科
 第二科第三科)宣傳の三部を設け各々各部
 に主任を置いて部毎に研究協議して事業の
 宣傳と實務とを進展せしめやうと云ふので
 ある。各部各科の項目につき討議した結果
 諸案は審判官及保護司の職務に固執した感
 があるから今一應本會の事業と云ふことに
 眼目を置いて立案されたものにつき議した
 いとこの提議成立して提出者に撤回修正を求
 めたところ提出者は之に應じたので座長か
 ら其旨宣明して次回に譲るとにした。

◇第二回例會

この日の議題は利務所收容者の家族保護

に就てあつて、それには直接關係を有す
 るものとして東京市の方面委員制度の當局
 の出席を請ふとして、先小林幹事より武
 田自立會理事を座長に推し議事に移る。最

護部はセツトルメントワーク等二三分科と
 合同して一部をなしてゐたが、今回獨立し
 た一部となり釋放者保護部と稱するに至つ
 たのでその第一回を先東京市商工獎勵館に
 て開き府の社會課長、小林協會幹事、輔成
 會北島理事、伊藤主事市内各保護會當事者
 参同したが、東京には從來から別に研究會
 があつて神奈川、埼玉をも併せて會合して
 ゐるので釋放者保護の内部的研究はこの研
 究會にてなすのであるから當部會には釋放
 者保護と他の社會事業との連絡提携につい
 ての問題を協議しやうと云ふことになり、第
 一回には職業紹介事業との連絡を計る爲府
 市の職業紹介事業當事者の來會を得て特に
 釋放者の職業紹介につき援助を加へられた
 きやう、實情を説明して大いに了解につと
 めたが、その第二回例會は七月十七日午後
 七時より輔成會内に開いた。

◇第三回例會

秋庭氏(慈濟會)等より交々意見を述
 べ、終に今後は市内保護會に於て支持區域
 を分擔し當該保護會と市社會局と交渉して
 該問題を處理するとそれにはおそらく刑務
 所か一番多く問題の發見をなすであらうか
 らその方面からも保護會へ通知する機にし
 やうと云ふことに決定し、尙次回の問題は全
 國社會事業大會提出議案につき開會前議め
 研究するとな申合せて散會したのは九時過

初に高松氏(勢作館)より今日の問題を提
 出するに至つた理由を述べ、次に友好氏(眞
 誠會)より小菅刑務所に於て先頃調査した
 る家族救護につき詳細報告し、後市社會局
 の本間保護課長は市の方面委員事業の立場
 としてもこの問題の解決に關しては努力し
 たいところでは非携携したいが市の委員制
 度も始めてまだ問のないとでもあり、充分
 期待されるとは苦しいが共に努力して見た
 いと事業の共働を快諾することあり、
 序で同課の細木方面係長から實情につき詳
 細説明し、今後さうした問題が起つた時に
 は直接保護課へ(申込み)本氏氏(慈濟會)
 それから藤井氏(兩全會)本氏氏(慈濟會)
 秋庭氏(慈濟會)等より交々意見を述
 べ、終に今後は市内保護會に於て支持區域
 を分擔し當該保護會と市社會局と交渉して
 該問題を處理するとそれにはおそらく刑務
 所か一番多く問題の發見をなすであらうか
 らその方面からも保護會へ通知する機にし
 やうと云ふことに決定し、尙次回の問題は全
 國社會事業大會提出議案につき開會前議め
 研究するとな申合せて散會したのは九時過

であつた。同日出席者は
 市社會局本間保護課長細木係長、輔成會
 北島理事近藤氏、自立會武田氏、日部氏
 剛全會藤井氏、勞作館高松氏、眞後會友
 好氏、東京慈濟會秋庭氏山田氏、日蓮宗
 慈濟會本長氏、府社會事業協會小林幹事外
 三名。

會報

茶話會

七月二十一日(土)午後二時より本會講堂
 に於て茶話會を開き新に歸朝して檢察の職
 に就かれた東京控訴院檢察森山武市郎を聘
 して講演を煩はした。當日は暑氣激甚なり
 しにも拘はらず、行刑事業の觀察研究を重
 れて歸朝したる同氏の講演である爲、來會
 者頗る多く、定刻立鐘の地なき有様であつ
 た。講師は「獨逸の變遷」と云ふ題名の下
 に「獨逸は一九一八年の革命以來民主的思
 想の高潮より諸種の變化を來し、國體政體
 の變化を來し、今後は更に宗教上の一大革

命を來して遂に彼國の運命を支配するな
 らんと獨逸の既往と現在とを説いて其將來
 に付頗る劃切なる新案を下された。從來
 獨逸に對する學者實業家の觀察が或は斷片
 的であり或は専門的に流れて吾人をして其
 眞相を捕捉するに苦しましめたのである
 が、森山氏は多年獨逸に學び特に最近歸朝
 せられた爲め、其國情に精通し特に該博な
 る識見と流暢にして明快なる其講演振りは
 會員一同に獨逸の變遷を遺憾なく説明され
 たのである。講演二時間餘午後五時散會し
 た。

尙ほ開會に先立ち北島理事に森山氏が獨
 逸に於ける刑事事業の文籍百數十冊を本會
 に寄附せられたことを會員に報告して感謝
 の意を表した。森山氏の講演は速記の校閱
 を終り次第本誌に掲載する事例の如し、尙
 當日出席したる會員諸氏は左の如し。
 尾原辭業 武田憲宏 内藤善彰 市川一太
 郎 前田政之輔 楠善孝 大塚清三郎 高
 橋國水 清水財次郎 大久保汲吉 藤川慈
 學 中村興四郎 鎌田善雄 大木三郎 中
 川房次 小宮山延右衛門 吉岡利兵衛 青

柳綱雄 倉田每九 宮重彦助 佐藤會次郎
 山内嘉市 安納洪三郎 國清市太郎 中村
 節 小山藏藏 諏訪増太郎 大山徳四郎
 山本彌四郎 神田知 齊藤清 河口英山
 内山壽吉 日野了曉 渡部誠一郎 津久井
 作司 玉木泰作 鈴木亦吉 卜部基 松田
 正壽 久保井覺治 横山英昭 大藤傳治
 杉目美能瑠 健山俊治 花村清市 河野基
 孝 末光榮平 飯島藤作 出口米吉 古矢
 嘉助 中島利吉 中田主税 泊志布哉 加
 藤教榮 渡邊藤吉 秋山太郎 島崎健。根
 本徳吉 加藤水清重 松野八藏 須坂幸次
 郎 伯水正英 高山菊次郎 西岡三郎 横
 山徳 西原幸藏 藤井藤藏 和田太郎吉
 愛甲長藏 太田卯八 北野竹太郎 高瀬法
 雲 大島徳次 宮地健次郎 佐藤實雄 松
 山邦助 鈴前伸治郎 石濱民藏 鈴木新藏
 江村繁太郎 今井決 菊島精三 藤谷兵吉
 森田喜教次 後藤章吉 内藤彦雄 梶原伊
 勢平 双木文四郎 高木安次郎 西村重五
 郎 仁科正次 友好正法 野尻一 西郡利
 惠 大野教枝 大月義平二 岡部常 芥川
 信 正木亮 松井和義 宮城長五郎 北島

真吉 伊藤忠次郎 島田榮造

高級刑務官練習所修業式

二ヶ月の練習期間の高級練習生は豫定の
 如く八月三日を以て學科の授業終了し七日
 八日の兩日に互り學術試験を施行せらるそ
 の問題は、「我國行刑制度ニ付改良意見ヲ説
 述ス可シ」である其の論文の審査を受け、
 十日十一日の二日間には口述試問に應じ、
 之に差出度八月十二日を以て修業式を舉
 行された。練習期間は短く殊に三伏の酷暑
 の時季でもあつたが、講師諸氏並びに練習
 生一同の熱心によりて良成績を擧げること
 が出来たのを祝する次第である。練習生歸
 任後に研鑽せる嶄新なる知識によりて實務
 に臨み行刑上に益々發揮さるゝ事であらう
 かくして困難なる行刑事業の進歩も著々と
 して實現し行くことである。

修業式は午前十一時より講堂に於て開か
 れ北島理事の開會の挨拶に次で山岡會長の
 訓示あり次で練習生總代の答辭ありて閉所

山岡所長訓辭

修了式を舉行するに當り此處に來賓各位
 の御列席を得しは誠に光榮とする所であり
 ます。
 抑も練習所は日進月歩の今日又急激なる
 世界の事情の變化に際して此處に當る刑務
 界に於ては相當人材を得る爲めに昨年第一
 回を行ひ今又第二回として二十二名の修了
 を得ました。

新しくして修業者は豫期以上の成果を修め
 得たのである。さて修業生諸君の入所は誠
 に短時日に過ぎざりしにも係らず其學びし
 科目は多く其の内容範囲は幾多の方面に當
 り實際研究は餘念なかりし上に羨望の若に
 も忍んで修了し得し事は諸君の爲めに誠に
 慶賀に堪へざると共に人材を社會に送るに
 よりて刑務界に一新軌軸を得んとするを思
 ひ重ねて喜悅の情に打たるのであります。
 諸君の今日あるを致せしは諸君自らの努
 力の然らしむる所であるが又他面講師諸先
 生より厚き熱誠な指導によりて結實したも

のと云はなければなりません、諸先生に對し
 厚く御禮を申す次第であります。

倍今後諸君は如何に處すべきか。即ち全
 體として人格を陶冶完成するに在り、今此
 處に袖を分つに際し是非とも積極的の考察
 を以てなし事に當り克く事の實質を極め其
 の本體精神に觸れて實現する所ななければな
 らぬ。法規の律する所能く迄遵守する力を
 有する他面に積極的に規則を招感して眞の
 自由道に突入する事が肝要である。之を要
 するに精神に常に炎え出でて積極的態度
 を以て研究事に處せなければならぬ。
 幸ひに諸君は今日の光榮を以てこれより
 刑務界に向つて新考察し下に奮進し努力せ
 られん事を望んでやまざる次第であります

練習生答辭

本日第二回刑務官實務練習修了の式を舉
 行せらるゝに際し閣下並に諸賢の君臨を尊
 う致しましたのは感謝に堪へません。
 惟ふに練習期間甚だしく而かも科目廣汎
 に渉りましたが閣下並に講師諸賢の御懇篤
 なる教訓と社會實狀の見學とに依り得まし
 た所は決して少くないと存じます歸任の上

は格別補助致しまして社會の變遷と時運の趨勢とに隨伴致しまして學び得たる事は實地に應用して刑務の改良發展に盡瘁致したいと存じます茲に練習生一同に代り聊か蕪言を呈して答辭と致します。

大正十二年八月十二日

練習生總代

看守長 愛甲 長藏

當日の來賓

大塚政長、有馬四郎助、大月義平二、寺崎勝治、大野勝治、芥川信、正木亮、皆川治廣、岩村通世、辻敬助、松井和義、宮城長五郎、山岡萬之助、伊藤忠次郎、島田榮造

北島理事の逝去

去る十一日未明本會理事北島良吉氏卒去の報傳はるや人々驚愕の中に富久町の邸宅は多くの弔客を迎へて速かに深い哀愁に閉された。

氏は石川縣の生れにして明治法律學校を卒業し判檢事登用第一回の試験に及第して以來職を司直に奉じ重罪判事として今名

取つて用す此處くは照壁也。

小年保護協會長 宮城長五郎

甲 詞

輔成會常務理事正五位勲六等北島良吉氏病の爲め俄然逝去せらるる爲何ぞ堪んや

氏天資明敏博學多才終に文筆に長じ又た宗教思想を兼ねて世懸人情に通ず多年判事の要職に在り大正五年五月輔成會の主事に就任爾來既に七ヶ年有餘に及び此間内に銳意事業の統一を圖り外に専心事業の宣傳に努め以て新業の今日あるを致せり

殊に又た年々保護事業の講習會を主催し新業専門の道に指導し或は職員養成所を起して新業の人材を教養し今や全國六百有餘の保護職員氏の開導を受けざるもの殆んど稀なるに至れり

氏は又現に司法省保護課の囑託を受け少年法の施行に盡瘁し或は社會事業大會の準備委員に擧げられ釋放者の進路を開拓することに努力しつゝあり曩には新業の成達天聽に達し悉くも恩賜の御沙汰を拜し今や事業を充實して皇恩に奉答すべき重要な時期に際し速に此敬慕する指導者を失ふ悲嘆

り。大正五年官を退きて同年五月監獄協會兼輔成會主事に就職し後理事となりて専心會務の爲めに東奔西走し刑事事業及司法保護事業の上に功績尠ならず。

十四日午後三時東京淺草本願寺に於て佛式にて葬儀行はる。それより先午後二時靈柩自邸を出て途中葬列を饗して午後二時四十分葬場に着、定刻行事禮に式は開かれ蕭煙靜かに立上るところ故人を偲びて用ひ參

ざる三百五十有餘名の會葬者は今更ながら哀愁と莊嚴裡に大樹院釋實其居士の靈を弔ひ了る弔詞として輔成會々長及刑務協會々長の外諸氏の弔詞あり。

甲 詞

輔成會理事北島良吉君は夙に眞俗二諦の教法に依り心を弘誓の佛地に樹て職を判事に奉するや公明斯れ念とし其官を退ひて刑務政策に投するや洋瀛斯れ志とし念を法界に流して終生國家の爲めに寔匪躬の誠を致す今や不幸溘然として逝く凡情愛情の念禁じ難きもあり嗚呼傷しい哉希くは檀林寶座より影向して還相の大道を垂れ給はむことを謹て弔す

易く堪えん茲に棺前に跪き恭く哀聲を弔し永く冥福を祈り奉る

東京佛教各宗聯合

保護事業研究會總代 窪川 旭丈

甲 辭

前評議員北島良吉君の長逝を悼み謹んで弔辭を呈す

明治大學校友會理事總代 河村慶治郎

甲 詞

友人總代有馬四郎助度みて北島良吉君の柩前に白す去十一日未明君急逝の報傳はるや余等友人の驚愕一通りに非ず人事の急變悠忽として來る何ぞ限らずと雖而かも日夕談笑裡に事を共にし苦樂殆んど相頌つ眠近の友にして急焉として逝く驚歎焉んぞ之に加ふるものあらん、嗚呼悲哉君雲の業を

卒るや司法界に入りて司直の職に盡瘁する事年あり後刑務界に轉じ現に刑務協會常務理事たると同時に輔成會の同職に銳意執筆して今日に及び享年五十有三前途尙ほ有爲の才と遠大なる志望とを抱きつゝ遂ひに心臓麻痺を以て中道にして他界せらるる君の遺徳を察すべしと雖囑慕せる余等友人の

眞宗大谷派本願寺

寺務總長 阿部 惠水

甲 詞

謹んで本會幹事北島良吉君の柩前に告ぐ君天資恬淡快活温乎として玉の如し鶴を司直の府に解てより多年噴々として令名あり大正五年五職を退き入りて財團法人輔成會の幹部に列するや該博なる智識と圓熟せる經驗とを以て釋放者保護事業に鞠躬盡瘁し新業の進展に貢獻する所詳ならず又本年一月少年法の施行に伴ひ少年審判所を創設せらるるに際し世人の未だ少年の保護指導に就き理解すること薄くして同法の期待に添はざるもの多きを深敷す會々少年保護協會設立の企圖あるや君亦滿腔の赤誠を捧げて之を翼賛し發起者又は幹事として少年法制定の精神を貫徹し併せて不肖少年の性情の陶冶に關して研鑽に励め本協會のために洋勵せらるる今や本協會が識者の間に認識せられ漸次隆興の運に携へるは君の寄與に因るもの亦大なり尙將來本協會の活躍を要する

こと愈々急なるの秋に方り澄焉として易簣す誠に棺前情に堪へず茲に哀悼の誠を

痛惜亦實に云ふべからざるものなくんば非ず嗚呼悲哉君人となり圓轉活脫公平にして克く人を容れ説話巧妙文藻殊に豊かに其輕妙自在の筆力に至つては既に定評のあるあり。而して近時更に辯舌の上進響を會く地方講演若くは講習所講義の如き聽者をく得せしむる處甚だ多かりしと云ふ、蓋し精進練磨の功に由るもの君の進取向上の氣象以て窺ふべく從て一般啓蒙の功も亦決して疑ふべきに非ず之を練習生に聞く、最近何れも皆君の考証該博加之も叮嚀親切なる講義を喜ばざるはなかりきと、而して今や斯人無し嗚呼悲哉

急劇なる社會變遷に伴ひ利政の前途益々多事ならんとし、而して之が對案施設衆人に創始せられんとするに際し、突如君の如き有爲の才を失ふ、道の爲めに決して缺陥たらずと云ふべからず蓋し其影響する處獨り我等友人の寂寞のみに止まらざる也由來才人命なし何れに向つて平訴へん悲風蕭々徒らに人を愁殺す嗚呼哀哉

仰き竊くば唯だ豊かなる皇天の慰籍長へ御道族の上にあらんことを、是れ余等友

人が切に祈りて止まざる處なり聊か無辭を陳れて君が英靈を弔す

大正十二年八月十四日

友人總代 有馬四郎助

寄贈書目

東京控訴院檢事森山武市郎氏は獨逸に留學すること三年にして本年六月歸朝された新々の人士であつて、本會に於ても先月茶話會開催の際出演を煩はした次第であるが、彼地に於て購ひ集められた刑事に關する書籍は本會に於て購入し圖書室に備へた。尙同君が本會に寄贈されたものも尠くない執れも嶄新にして確實なる資料が殖えて圖書室が速かに賑はひ研究家の爲めに益する所多大なるものがあるであらう、茲に深く謝意を表する次第である。寄贈及び購入したる書目を列擧すれば左の通りである。

寄贈書目

オランダ統計 四十一部
ハンガリー刑事統計 九部
ハンガリー刑事統計 九部

圖書紹介

今度左の書籍を買入れて我が圖書室は行刑研究に當る會員諸君の爲めに一層の便宜を與へ得ることとなつたことをお紹介する。書籍は從來のものを合せて数千部蔵して居るから充分に利用して貰ひ度い。只貸出は散逸の虞があるのでおことわりだが御出張の上御利用下さることは歓迎する。(A, M生)

- 一、ホピッツ、一九一九年十二月二十四日の財産移轉税法規及施行規定註釋書、 全二巻
- 二、ゲオルクバウム、婦人の權利論、 全一卷
- 三、レオ、ドイツチエ、西伯利亞の十六年、 同
- 四、プロシア立法及司法に關する司法省公報、一九一三年一五年及一七年、 同
- 五、ヨツホマン、一九〇四年三月三日の司法行政所管刑務所に於ける作業會計管理規程及び一九〇四年三月三十一日の拘禁者に對する作業賞與金の計算及び分配に關する原則、 一冊
- 六、ウルフエン、于供、 同
- 七、ウルフ、プロシア司法省所管刑務所、 同
- 八、クラウス、キリスト前後の牢獄内、 同
- 九、サクツニア國司法官廳の事務規則及び刑務官の事務同

- ハンガリー刑務統計書、 一冊
- スウェーデン刑務統計書、 二冊
- 獨逸刑事法新聞(ストラーフ、ツアイツンケ)、 二十八部
- 獨逸法曹新聞、 二十一部
- スウイス各州の法規及び報告書、 百五十九部
- カソリック宗教法寶函及法律經濟哲學、 三冊

- 一、テノウ、刑事法の未來、 同
- 二、テウエンジンク、少年保護提要、 同
- 三、ピクトル、ライトマイエル、外國の刑務所組織を參考したる境太利刑務、 同
- 四、ウイヘルム、ホイレ、バイエルンに於ける裁判所屬刑務所組織、 同
- 一五、カールペンティンク等、生活價値なき生命の抹殺問題、 同
- 一六、司法省所管刑務所に於ける拘禁者の作業賞與金の計算及び分配原則、 同
- 一七、フェリツクス、フリードリツヒ、アルツク、懲役監を達步せよ、 同
- 一八、フランクフルト、アマ、マインの社會學及び商事學に關する大學總長の更迭、 同
- 一九、ペーリンガー、刑務所學校、 同
- 二〇、出版改正問題に就て、 同
- 二一、カール、ウイエルマンズ、刑務所精神病學に就て、 同
- 二二、クルト、アマルムスグララーフェ、獨逸刑務所に於ける少年、 同
- 二三、ルドルフ、メテム、刑罰執行に關する法規の草案同
- 二四、カールネツツエル、社會現象としての犯罪、 同
- 二五、コンツェルト、近世刑罰執行の問題、 同

會 報

- 二六、フランツ、ナグスチンケ、刑罰執行の實例に表はれたるオーストリー新刑事法規の基礎 同
- 二七、ロンガー、保護の表はれたる刑事法改正運動に關して 同
- 二八、ローゼンフェルド、釋放者に對するプロシア政府の保護事業の二百年 同
- 二九、ヤコプス、プロシア刑務所組織の兩頭主義 同
- 三〇、ルドウイヒ、ハイテ、社會政策の概要 同
- 三一、ホツフ、女子懲役監内の三年 同
- 三二、ルドウイヒ、センス、獨逸國及び、ハムブルク聯邦國の法規 全二卷
- 三三、ホリツツ、刑罰と犯罪(刑務所の歴史と刑務所の組織) 一冊
- 三四、ピウラー、獨逸憲法(一九一九) 同
- 三五、フリードリッヒ、ロイシエ、刑務所研究 同
- 三六、ペーリンガー、問答示教 同
- 三七、クローネ及びウィーバー、プロシアに於ける刑務所と禁錮監 同
- 三八、クルト、エンゲル、累進的刑罰執行論 同
- 三九、ランガー、累進的刑罰執行論 同
- 四〇、タウフェル、累進的刑罰執行論 同
- 四一、ハンツ、プロシユニス、バイエルン王國に於ける釋放者保護事業、 同
- 四二、カール、ハフネル、瑞西刑務所に於ける教育と教誨 同
- 四三、コニ、フリードリッヒ、ハース博士 同
- 四四、一九一九年十二月七日の専門的仲裁々判に關する法規 同
- 四五、ウングアルンの一九一三年及一九一四年の刑事統計書 二冊
- 四六、アンシヤート、刑事警察上の研究と報告 一冊
- 四七、ベンネツケ、刑務所組織に關する裁判官の教養 同
- 四八、ベツク、受刑者の診察と治療に關する醫師の思想 同
- 四九、デウホツク、ハンザ、ラウエンと伯林養育院の宣傳 同
- 五〇、クレメンス、ハルトマン、刑務所に於ける少年犯罪者 同
- 五一、ウオーター、シエルケル、行政の實例及び立法に關するフヒツチャーの雜誌 同
- 五二、カントン、ベルンの裁判所組織及び民事訴訟法に關する法規 同
- 五三、カントン、アツペンツェルの刑事訴訟規則に關する法規 同
- 五四、獨逸裁判費用法規 同
- 五五、マキシミリアン、フライヘル、獨逸に於ける刑罰執行同 同

會 報

- 五六、オスコ、ヒントナー、アメリカ刑務所と刑罰組織 同
- 五七、ヨセフ、ハイムベルケル、刑罰執行の改正に就て 同
- 五八、マツクス、テユロイ、現今刑罰執行の破綻と其の改正 同
- 五九、アドルフ、ストレンケ、一六二二年より一八七二年のハムブルク刑務行政史 同
- 六〇、レツプマン、刑罰執行中の精神耗弱者 同
- 六一、ヨハネス、エーガー、刑務所の櫺壁の裏にて 同
- 六二、ヘーゲル、自由刑と刑務所組織 同
- 六三、グツケンハイマー、刑事法に於ける破廉恥の概念 同
- 六四、ユリユウス、アツベル、バーデンに於ける自由刑の執行 同
- 六五、ゲオルヒ、スタムラー、アメリカに於ける刑罰執行と少年保護 同
- 六六、ラインホルド、スタター、刑務所教誨に就て 同
- 六七、一九二〇年エナに於ける第十五回獨逸少年裁判所の議事 同
- 六八、アルフレッド、アンドレ、獨逸の刑罰執行とその法規 同
- 六九、ローゼンフェルド、一八二七年より一九〇〇年の伯林受刑者改善協會史 同
- 七〇、フリッテン、アウエル、拘禁者の心理狀態に就て 同
- 七一、アレキサンダー、レエフラー、埃大利刑事法雜誌、 同
- 七二、ヘルマン、ワツケル、刑務所組織 同
- 七三、シユレーゲルベルゲン及びホツフ、近代の法律 同
- 七四、ウルフエン、刑罰執行の範圍に就ての改正運動 同
- 七五、アドルフ、フツクス、拘禁者保護と犯罪豫防 同
- 七六、キユーン、ホーランド、氣質と刑罰續山 同
- 七七、ヨハネス、エンガー、刑務所内の禮拜 同
- 七八、アドルフ、ストレンケ、獨逸に於ける自由刑執行の發達結果及形成研究 同
- 七九、ロンガルド、近代刑事法思想と刑罰執行論 同
- 八〇、ライホルド、スタター、政治犯罪者とその拘禁論、 同

(未完)

日本大學機關雜誌

日本法政新誌

第十二卷第八號

—【號九百二第】—

論說

株主總會欺罔の犯罪に就て……………法學士 矢追秀作

破産法第十七條に就て……………法學士 菰淵清雄

多數當事者の債權に就て(六)……………法學士 横田秀雄

道府縣稅の研究(二)……………法學士 船田中

支那の視察旅行を有効ならしむるには……………文學士 後藤朝太郎

フツサールの現象論と法律學……………法學士 船田享二

歐洲文藝思潮の起源(四)……………文學士 大宮健太郎

犯罪人としてのマクベス及マクベス夫人(三)……………法學士 濱尾四郎

露西亞賃銀令……………經濟學士 中丸叶

漫錄……………吐雲山人

放言漫語錄(十七) ○曲學阿世 ○言文一致……………吐雲山人

雜纂 日本大學記事其他

發賣所東京神田 有斐閣書店 巖松堂 其他著名雜誌店
清水書店 光榮館

東京神田日本大學內

日本法政學會發行

(定價一冊壹圓郵稅金貳錢)